

議案第 26 号

日進市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する具体的方策について

日進市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する具体的方策について、別紙のとおり提出します。

令和 4 年 3 月 31 日提出

日進市教育委員会教育長 久保田 力

1 提案理由

この案を提出するのは、日進市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する具体的方策について、議決をいただく必要があるからであります。

2 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第 2 条第 1 号及び第 3 条

日進市立小中学校の適正規模及び適正配置に
関する具体的方策について（提言）

令和 4 年 3 月

日進市立小中学校適正規模等検討委員会

はじめに

近年、全国的には人口減少期を迎え少子化へと向かう中、日進市における人口及び児童生徒数は、将来的には減少に転じるものの、今後しばらくは増加することが予想されています。

このような状況において、学校施設の整備に当たっては、将来を見据えた計画が必要となる一方で、今現在、学校に通っている子どもたちの教育環境についても最大限の配慮をする必要があります。また、市内の学校間で教育環境に格差が生じないように必要な措置を講ずることも求められています。

日進市立小中学校適正規模等検討委員会は、日進市教育委員会からの諮問を受け、小学校の35人学級の観点を踏まえた適正規模及び適正配置に関する検討を行いました。検討に当たっては、令和3年3月に行った提言（以下、「前回提言」という。）を踏まえて、「日進市立小中学校の適正規模及び適正配置の基本方針（令和2年1月改訂）」に基づき、様々な視点から意見交換しながら、慎重に審議してまいりました。

このたび、市内小中学校の適正化についての意見集約ができましたので、ここに提言をいたします。

この提言を踏まえ、日進市教育委員会においては、より良い教育環境の整備を期待するとともに、併せてこの提言内容の具体化に当たっては、学校関係者、保護者、地域住民のみなさんの理解と協力が不可欠であり、次代を担う日進の子どもたちのために、対話と連携によってこの取組みが推進されることを切に願います。

令和4年3月25日

日進市立小中学校適正規模等検討委員会

委員長 三 和 義 武

日進市立小中学校適正規模等検討委員会における提言内容

日進市教育委員会からの諮問に基づき、「日進市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する具体的方策」について、次のとおり提言します。

1. 日進市立小中学校の適正化の必要性の有無とその手法について

児童生徒数の推計に基づき、適正規模及び適正配置について検討した結果、前回提言により適正化が必要とした西小学校及び北小学校・日進中学校に加え、南小学校についても、学区変更による適正化が必要である。

(1) 西小学校区及び北小学校区・日進中学校区について

土地区画整理事業や宅地開発等による児童生徒数の増加に伴い、最新の推計からも、教室数の不足が懸念されるため、前回提言どおり学区を変更することが適切である。

(2) 南小学校区について

35人学級の実施に伴い、必要教室数が増え、教室数に余裕が少ない状況が長期間続く見込みとなった南小学校についても、一部の地区の学区を隣接する梨の木小学校区へ変更することが適切である。

(3) 赤池小学校区について

今回、適正化の必要はないが、土地区画整理事業による宅地化の動向によっては、児童数が急激に増加する可能性も考えられるため、引き続き動向を注視しつつ、現有施設を最大限活用できるよう、大規模な改修や増改築等の施設整備についての対応を検討すべきである。

2. 今後の課題について

学区の見直しによる手法は、隣接する学校の規模、施設状況等により選択できないこともあり、常に全ての学校で選択できる手法とは限らない。今後も児童生徒数が一定程度維持される見込みであることを踏まえると、学区の見直しでは対応できないことも想定されるため、各学校の状況に合わせた施設整備について検討をしておくべきである。その際、学校運営と施設整備とは密接に関連するものであることから、学校運営と施設整備との関係を整理した上で、ある程度長期的な視点に立ち、現有施設を最大限活用できるような手法を検討するべきである。

目次

I	日進市立小中学校適正規模等検討委員会の検討過程について	1
	(1) 検討内容	1
	(2) 検討部会での調査内容	2
II	日進市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する具体的方策	3
III	学校別の検討結果	5
	(1) 小学校	5
	(2) 中学校	10
IV	学区変更について	12
V	意見	14
	日進市立小中学校適正規模等検討委員会 委員名簿	17

◆添付資料

- ・日進市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針（令和2年1月改訂）
- ・南小学校区・日進中学校区学区見直し調査結果報告書（令和4年3月）
- ・日進市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する具体的方策について（提言）（令和3年3月）

Ⅰ 日進市立小中学校適正規模等検討委員会の検討過程について

日進市立小中学校適正規模等検討委員会（以下、「検討委員会」という。）では、前回提言を踏まえて、３５人学級の観点を加味した最新の人口推計（※１）に基づき、適正化の必要な学校がないかどうかについて検討した。

なお、３５人学級の実施について、国では、令和３年度から小学校２年生で３５人とするとし、以後、段階的に実施するとしているが、愛知県では、令和２年度の時点で既に小学校２年生までは３５人学級としており、令和３年度は、１年前倒しで小学校３年生の３５人学級を実施していることから、本委員会で検討する上では、このまま１年前倒しで実施していくこととなった場合を想定した。

また、適正化の必要性やその手法の検討に当たっては、令和２年１月に改訂された「日進市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」に基づいて行った。

※１ 本委員会の検討資料として使用した人口推計は、企画政策課において「日進市第６次総合計画」策定のために作成した人口推計（令和２年３月発表。令和元年１０月１日時点人口。）を基に、令和２年１０月１日時点の数値で更新した人口推計を基礎数値として採用し、その基礎数値に各学区の通学率を加味した数値を児童生徒数として定義している。

（１）検討内容

６月２８日及び７月１３日に第１回・第２回の検討委員会を開催し、市内各小中学校の適正規模及び適正配置について検討した。

その結果、前回提言で適正化の必要があるとした西小学校及び北小学校・日進中学校については、最新の推計からも、適正化の必要があると判断し、適正化の手法については、前回提言どおり学区の見直しによるものとした。

加えて、３５人学級の実施に伴い、必要教室数が増え、教室数に余裕が少ない状況が長期間続く見込みとなった南小学校についても適正化の必要があると判断し、具体的な手法については、基本方針に基づき、学区の見直しによるものとして、その具体的な内容について検討するため、関係者から構成された日進市学区検討部会（以下、「検討部会」という。）において、様々な視点から調査し、意見を集約した。

（２）検討部会での調査内容

令和３年８月から令和４年３月にかけて検討部会を開催し、適正化の対象となった南小学校の学区見直しの具体的内容について調査した。学区変更対象地区を定める基本的な考え方としては、当該学区に隣接した学校の教室数に余裕があるかどうかや通学路の安全性、地域コミュニティ等の様々な視点を考慮することとした。

Ⅱ 日進市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する具体的方策

検討委員会において、児童生徒数の推計に基づき、市内全ての小中学校について適正規模及び適正配置について検討した結果、児童生徒数の増加による教室数不足の懸念から、前回提言により、適正化が必要であると判断した西小学校及び北小学校・日進中学校に加えて、南小学校についても適正化が必要であると判断した。

西小学校及び北小学校・日進中学校については、前回提言に基づき、既に、教育委員会において学区変更に関する準備を進めていることを踏まえ、各校の学区変更前と変更後の人口推計を比較検証し、適正化の手法については、前回提言どおり学区変更によるものとした。

南小学校については、35人学級とする国の方針を受け、必要となる教室数が増えたことで、長期間「大規模」な状況が続くこと、当該学区に隣接した梨の木小学校は適正化の必要はなく、教室数にも余裕があることから、分離新設校の建設や校舎の増築によるのではなく、まずは、学区変更による適正化を進めるべきである。学区変更の時期については、関係者への十分な周知期間及び学区変更手続き等の準備期間を考慮し、令和6年度からの実施が望ましい。

赤池小学校については、推計上は利用可能教室内で対応できる見込みであることから、適正化が必要とは判断しなかったが、赤池箕ノ手土地地区画整理事業による宅地化の動向によっては、児童数が急激に増加する可能性も考えられるため、引き続き動向を注視する必要がある。適正化の手法としては、隣接校の学校規模等の状況から学区の見直しを選択することが困難であると考えられることから、現有施設を最大限活用できるよう、大規模な改修や増改築等の施設整備についての具体的な対応策を検討しておく必要がある。ただし、学校規模が大きくなることによる学校運営への影響が最小限となるよう配慮するべきである。

検討委員会では、この1、2年、適正化を図る手法として、学校間の規模の偏りを是正し、教育環境を平準化する効果を期待して学区の見直しを選択し、提言してきた。

学校規模等の適正化を図る手法としては、基本方針では、学区の見直しを選択することができない場合、学校施設の増築を、それでも対応しきれない場合に分離新設校の建設等、施設整備による対応を検討することとなる。

しかしながら、学区の見直しは、隣接する学校の規模、施設等の状況によっては実施が困難な場合もあり、常に全ての学校で選択できる手法とは限らない。今後も児童生徒数が一定程度維持される見込みであることを踏まえると、学区の見直しだけでは対応できない場合を想定し、施設整備による手法についても検討をしておくべきである。

施設整備による手法を検討するに当たっては、各学校の施設や用地の状況は、それぞれの施設の建設時期や周辺の土地利用の事情も含め、それぞれに異なっていることから、全てを一律に論じ、同じ手法を選択しようとすることは困難であり、個々に検討し、それぞれにふさわしい手法を選択していく必要がある。その際、学校運営と施設整備とは密接に関連するものであることから、学校運営と施設整備との関係を整理した上で、ある程度長期的な視点に立ち、現有施設を最大限活用できるような手法を検討するべきである。

Ⅲ 学校別の検討結果

学校別の適正配置に関する判断は、表 1、2 により行った。表 1、2 は、小中学校区別の児童生徒数と学校規模の推移を示しており、小学校については段階的に 35 人学級が実施されることを前提としている。

(1) 小学校

①西小学校

令和 3 年度に「適正規模」から「大規模」となり、今後も香久山西部土地区画整理事業により、児童数の増加による大規模化が見込まれること、さらに教室数に余裕がなく、利用可能教室数を超える見込みであることから、前回提言と同様、適正化の必要があると判断した。適正化の手法については、前回提言を受けて、現在、教育委員会にて学区の見直しに関する説明会等を行っていることや、学区の見直しが行われた場合、学校規模は適正規模となることから、前回提言どおり学区の見直しによるものとした。

②東小学校

現在及び推計においても「適正規模」の範囲内にあり、前回提言では教室数の余裕が少ないことから動向を注視するとしていたが、利用可能教室が増えたことや、前回推計よりも児童数が減少する見込みとなったことから、適正化の必要はないと判断した。

③北小学校

現在は「適正規模」であるが、児童数の緩やかな増加や、35 人学級の対応により必要教室数が増え、「大規模」となることが想定される。また、教室数に余裕がなく、利用可能教室数を超える見込みであることや、進学先である日進中学校の教室数が不足する状況から、前回提言と同様、適正化の必要があると判断した。適正化の手法については、前回提言を受けて、現在、教育委員会にて学区の見直しに関する説明会等を行っていることや、学区の見直しが行われた場合、学校規模は適正規模となることから、前回提言どおり学区の見直しによるものとした。

④南小学校

現在及び推計において「大規模」であり、前回提言では動向を注視するとしていたが、35人学級の対応により必要教室数が増え、教室数に余裕が少ない状況が長期間続く見込みとなったことから、適正化の必要があると判断した。当該学区に隣接した梨の木小学校は適正化の必要はなく、教室数にも余裕があることから、学区の見直しによる適正化が適切と判断した。対象地区については、学区検討部会において、関係者から意見を集約し、様々な観点から慎重な調査を重ねた結果を踏まえて決定した。

詳細は、「学区変更について」に後述する。

⑤相野山小学校

現在は「小規模」であり、35人学級の対応により必要教室数が増えて、「適正規模」となるが、児童数の緩やかな減少により、その後「小規模」となる見込みである。しかし、(仮称)日進北部土地区画整理事業に伴い、児童数の増加が想定されることから、前回提言と同様、適正化の必要はないと判断した。

⑥香久山小学校

現在及び推計においても「適正規模」の範囲内にあり、西小学校及び北小学校の学区の見直しが行われた場合も、利用可能教室数により対応できる見込みであるため、前回提言と同様、適正化の必要はないと判断した。

⑦梨の木小学校

現在及び推計においても「適正規模」の範囲内にあり、教室数にも余裕があるため、前回提言と同様、適正化の必要はないと判断した。

⑧赤池小学校

令和3年度に「適正規模」から「大規模」となり、児童数の増加や、35人学級の対応により必要教室数が増え、教室数に余裕が少ない状況が一定期間続くものの、次第に、児童数は減少傾向に転じる見込みである。しかし、施行中の赤池箕ノ手土地区画整理事業を含

む学区であることから、前回提言と同様、動向を注視することとした。

なお、赤池小学校は、適正化が必要となった場合、隣接校の学校規模等の状況から学区の見直しを選択することは難しいため、増築を検討することとなるが、学校敷地が狭く、手法が限定されることが予想されることから、あらかじめ大規模な改修や増改築により現有施設を最大限活用できる方法を検証しておくべきと判断した。ただし、増築等を行う場合は、学校規模が大きくなることによる影響が懸念されることから、児童の教育環境や教育内容に最大限の配慮をするべきである。

⑨竹の山小学校

現在及び推計においても「適正規模」の範囲内にあり、北小学校の学区の見直しが行われた場合も、利用可能教室数により対応できる見込みであるため、前回提言と同様、適正化の必要はないと判断した。

表1 小学校区別の児童数と学校規模の推移

		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
西小	児童数	794	807	858	856	852	877	875	855	841	837	838
	学校規模	24	25	27	28	28	29	29	28	27	26	26
	過不足教室	+2	+2	0	▲1	▲1	▲2	▲2	▲1	0	+1	+1
西小 (学区見直し後)	児童数	794	807	858	766	757	771	766	750	734	729	726
	学校規模	24	25	27	24	24	24	24	24	24	24	24
	過不足教室	+2	+2	0	+3	+3	+3	+3	+3	+3	+3	+3
東小	児童数	611	633	628	612	576	562	529	503	466	453	432
	学校規模	19	19	21	21	20	20	18	17	16	16	15
	過不足教室	+1	+3	+1	+1	+2	+2	+4	+5	+6	+6	+7
北小	児童数	810	814	821	830	850	851	849	837	815	804	781
	学校規模	24	24	25	26	27	28	28	27	26	25	24
	過不足教室	+1	+2	+1	0	▲1	▲2	▲2	▲1	0	+1	+2
北小 (学区見直し後)	児童数	810	814	821	585	596	598	596	588	574	565	548
	学校規模	24	24	25	18	19	20	20	20	19	19	18
	過不足教室	+1	+2	+1	+8	+7	+6	+6	+6	+7	+7	+8
南小	児童数	973	989	977	989	971	967	966	960	962	953	971
	学校規模	27	28	30	30	30	30	30	30	30	30	30
	過不足教室	+4	+3	+1	+1	+1	+1	+1	+1	+1	+1	+1
相小	児童数	249	245	264	265	263	267	249	243	238	235	225
	学校規模	11	11	12	12	12	12	11	10	9	10	10
	過不足教室	+7	+9	+8	+8	+8	+8	+9	+10	+11	+10	+10
香小	児童数	706	692	673	643	627	603	579	556	509	490	456
	学校規模	21	20	21	21	21	20	19	19	18	18	16
	過不足教室	+13	+14	+13	+13	+13	+14	+15	+15	+16	+16	+18
香小 (学区見直し後)	児童数	706	692	673	786	777	763	740	712	665	645	613
	学校規模	21	20	21	25	25	25	25	24	22	21	20
	過不足教室	+13	+14	+13	+9	+9	+9	+9	+10	+12	+13	+14
梨小	児童数	665	645	712	698	672	645	613	571	543	533	519
	学校規模	20	20	23	23	22	21	20	19	18	18	18
	過不足教室	+6	+7	+4	+4	+5	+6	+7	+8	+9	+9	+9
赤小	児童数	801	822	895	912	935	954	946	936	895	849	795
	学校規模	23	25	28	29	30	30	30	30	29	28	27
	過不足教室	+5	+6	+3	+2	+1	+1	+1	+1	+2	+3	+4

		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
竹小	児童数	514	496	489	468	452	450	448	430	421	409	395
	学校規模	17	17	18	18	18	18	17	16	15	14	13
	過不足教室	+11	+12	+11	+11	+11	+11	+12	+13	+14	+15	+16
竹小 (学区見直し後)	児童数	514	496	489	670	658	659	657	634	619	605	586
	学校規模	17	17	18	23	23	22	23	22	21	20	19
	過不足教室	+11	+12	+11	+6	+6	+7	+6	+7	+8	+9	+10
合計	児童数	6,123	6,143	6,317	6,273	6,198	6,176	6,054	5,891	5,690	5,563	5,412
	学校規模	186	189	205	208	208	208	202	196	188	185	179

凡例

過小	6 学級以下	小	7～11学級	適正	12～24学級
大	25～30学級	過大	31学級以上		

※西小・北小・香小・竹小の学区見直し後の数値については、前回提言の内容どおりに行われたと想定して算出。

(2) 中学校

①日進中学校

現在及び推計においても「大規模」であり、今後も生徒数の増加が見込まれること、さらに教室数に余裕がなく、利用可能教室一杯となる状況が見込まれることから、前回提言と同様、適正化の必要があると判断した。適正化の手法については、前回提言を受けて、現在、教育委員会にて学区の見直しに関する説明会等を行っていることや、学区の見直しが行われた場合、教室数に余裕が出てくることから、前回提言どおり学区の見直しによるものとした。

②日進西中学校

現在及び推計において「大規模」であり、前回提言では動向を注視するとしていたが、教室数には余裕があることから、すぐに適正化する必要はないと判断した。また、日進中学校の学区の見直しが行われた場合も、利用可能教室数により対応できる見込みであるため、受け入れ可能とした。

③日進東中学校

現在及び推計において「大規模」であり、前回提言では動向を注視するとしていたが、教室数には余裕があることから、すぐに適正化する必要はないと判断した。日進中学校の学区の見直しが行われた場合も、利用可能教室数により対応できる見込みであるため、受け入れ可能とした。

④日進北中学校

現在及び推計においても「適正規模」の範囲内にあり、日進中学校の学区の見直しが行われた場合も、利用可能教室数により対応できる見込みであるため、前回提言と同様、適正化の必要はないと判断した。

表 2 中学校区別の生徒数と学校規模の推移

		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
日進中	生徒数	754	807	801	797	826	835	832	846	865	886	873
	学校規模	21	22	23	22	23	24	23	23	24	25	25
	過不足教室	+2	+3	+2	+3	+2	+1	+2	+2	+1	0	0
日進中 (学区見直し後)	生徒数	754	807	801	693	715	723	722	730	743	759	744
	学校規模	21	22	23	19	20	21	20	21	22	22	21
	過不足教室	+2	+3	+2	+6	+5	+4	+5	+4	+3	+3	+4
日進西中	生徒数	880	884	872	902	911	934	949	957	999	989	984
	学校規模	24	24	24	24	26	26	27	27	28	27	27
	過不足教室	+8	+10	+10	+10	+8	+8	+7	+7	+6	+7	+7
日進西中 (学区見直し後)	生徒数	880	884	872	923	932	954	969	978	1023	1014	1009
	学校規模	24	24	24	26	26	26	27	27	28	28	28
	過不足教室	+8	+10	+10	+8	+8	+8	+7	+7	+6	+6	+6
日進東中	生徒数	625	632	663	664	714	722	745	701	708	663	653
	学校規模	18	18	19	19	20	20	20	20	20	18	18
	過不足教室	+4	+6	+5	+5	+4	+4	+4	+4	+4	+6	+6
日進北中	生徒数	398	444	459	443	454	439	403	384	384	379	380
	学校規模	11	13	14	13	14	13	12	12	12	12	12
	過不足教室	+5	+3	+2	+3	+2	+3	+4	+4	+4	+4	+4
日進北中 (学区見直し後)	生徒数	398	444	459	529	544	527	493	480	485	484	485
	学校規模	11	13	14	16	16	15	14	14	14	15	14
	過不足教室	+5	+3	+2	0	0	+1	+2	+2	+2	+1	+2
合計	生徒数	2,657	2,767	2,795	2,806	2,905	2,930	2,929	2,888	2,956	2,917	2,890
	学校規模	74	77	80	78	83	83	82	82	84	82	82

凡例

過小	6 学級以下	小	7～11学級	適正	12～18学級
大	19～30学級	過大	31学級以上		

※日中・西中・北中の学区見直し後の数値については、前回提言の内容どおりに行われたと想定して算出。

Ⅳ 学区変更について

検討委員会での検討の結果、南小学校については学区の見直しにより、適正化の必要があるとの結論から、検討部会において関係者から意見を集約し、学区の見直しを行った。その結果、具体的に学区変更を行う地区を次のとおりとする。

(1) 学区変更対象地区

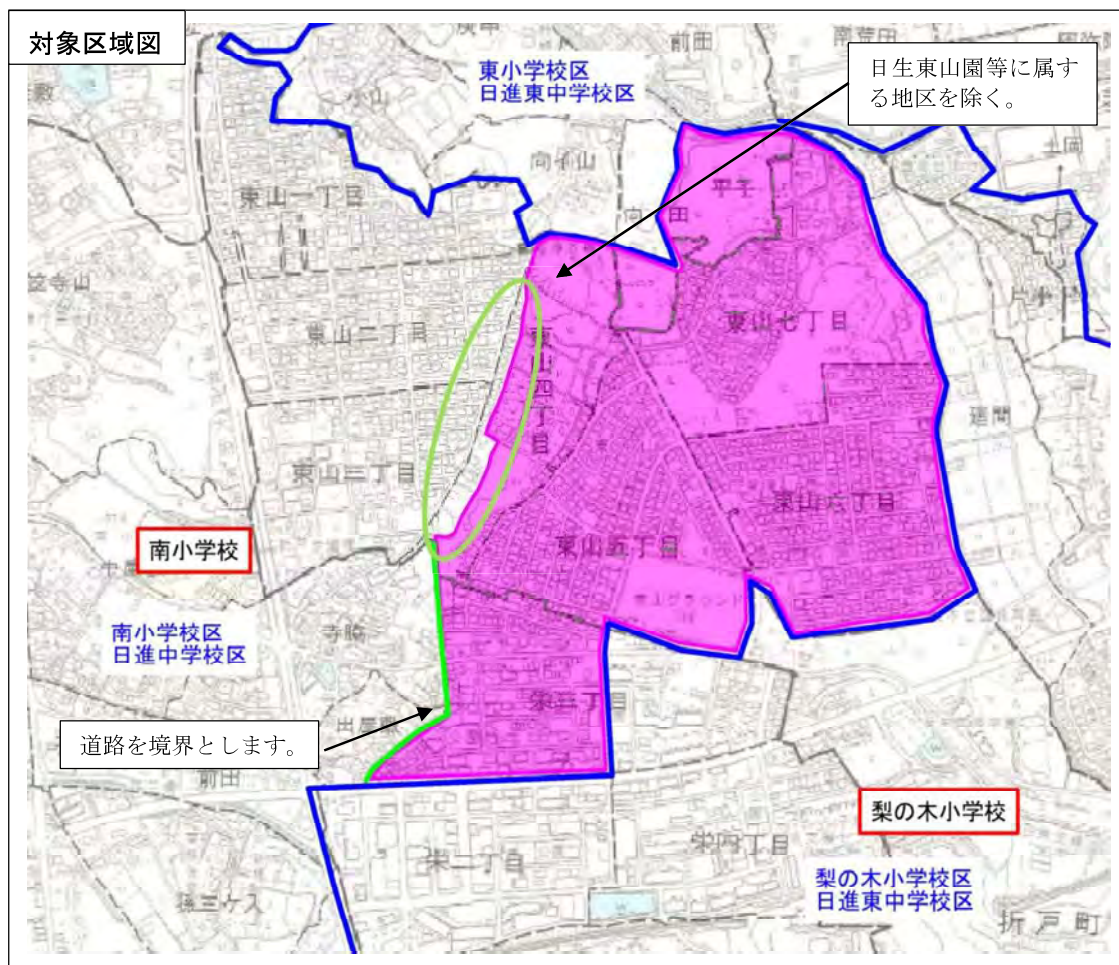
南小学校区から梨の木小学校区に変更する地区を次のとおりとする。

なお、中学校区についても日進中学校から日進東中学校へ変更する。

ア 東山四丁目から東山七丁目まで（東山四丁目の一部を除く。）

イ 栄三丁目

ウ 藤枝町平子及び向イ田の一部



(2) 変更時期

令和6年4月1日から

(3) 経過措置

①小学校

令和6年度に小学校5・6年生となる児童については、学区外就学申請により、卒業まで南小学校に通学することができる。また、小学校5・6年生となる児童が経過措置を取った場合に、その弟妹も兄弟が卒業するまで、南小学校に通学することができる。

②中学校

令和6年度に中学校2・3年生となる生徒については、学区外就学申請により、卒業まで日進中学校に通学することができる。

V 意見

第1回から第3回までの検討委員会で発言された意見は、次のとおりである。

- ・教室が足りるから問題ないとするのではなく、子どもの気持ちに寄り添ってほしい。
- ・古い学校は新しい学校に比べて設備が足りていないので、その点の配慮もしてほしい。
- ・学区の見直しの際は、行政区の組編成についても並行して考えられると良いと思う。
- ・学区の見直しの際は、道路で完全に分けてしまわず、柔軟に考えても良いのではないかなと思う。
- ・児童数が増えるにあたり、教室数の確保は大事だが、児童の動線や使用する教室等の場所も考える必要がある。
- ・空き教室に関しても通級指導教室や少人数指導等に使用し、様々な用途で利用されるので、無駄ではない。
- ・3年に一度の推計結果で、その都度方針を決められるというのは、子どもや地域の方等、影響を受ける人たちが多いため、ぎりぎりの状況で検討するのではなく、長い期間、先を見越して計画してほしい。
- ・学区の見直しををするとしても、寄り添って検討することで、該当となる方の理解を得やすいのではないかな。
- ・学校が変わる児童生徒の配慮だけでなく、受け入れる側の学校も先を見越して、教育活動の計画を立てていく必要があるため、ある程度時間が必要。
- ・検討委員会で検討されている検討段階の情報を外に伝えられる場を設けると、背景が伝わり、理解は得られるのではないかな。
- ・兄弟姉妹の事情や教育現場の事情のある中、住んでいることから付き合いがある地域コミュニティの事情等もある。様々な要素が関わるため、それらを考慮しつつ進めてほしい。
- ・子どもたちが違う学校に通うことになった場合も不都合がないように解決策を検討する場をいくらかでも設けてほしい。
- ・教室数に不足があるという状況で、建て替えの時期が近いのであれば、その点も考慮してもらおうとよいと思う。
- ・日進市の地形で高低差のある地区もあるため、通学路の設定に関しても道の地形や高低差を考慮してほしい。
- ・赤池小学校に関しては、他の課と協力して、施設を共有することも一つの手ではないかな。
- ・プレハブ校舎も多少の不便はあるものの、数年間という期限付きであれば過ごすことができるのではないかなと思う。

・児童生徒の数が増えれば教職員の数も増え、児童生徒の動線確保も必要になってくる。施設整備を検討する際には、教室数の確保だけでなく、他の課題も併せて解消できるような検討をしてほしい。

・学級数を増やすことを考える上では、教室数の確保だけでなく、教育効果としてプラスになるような要素を併せて考えると良いと思う。

・一時的な改修をするにしても、学校現場の声を聞いてほしい。

・学区が変わる場合、PTAの役員を決めるといったことにも影響があるため、早く決定し見通しがわかると良い。

・専用バスの整備があると安全、安心して子どもを送り出せるのではないかと思う。

・学区変更に当たり、学校、保護者、事務局で協力して、学区が変わる児童生徒へのストレスが緩和されるような方法を検討してほしい。

・日進市では、過去に学区変更を何度か経験している実績があるので、学校が変わる方への説明会や学校内での役割分担など、学校の組織内では準備ができると思う。学区変更に関する進め方については、市内の学校間でも共有化を図ることが有効だと思う。

・当事者が困ったときに誰に相談していいのかわからないということがないようにしてほしい。

・このような学区変更が市内の各地区で行われていることを、普段から関係者、先生、保護者と共有することが大事だと思うので、説明会は何度か実施してほしい。また、学校にも伝え、教員から児童への日常的な話題にしてもらうことで、少しは不安が減るのではと思う。

・学区変更に際し、特に受け入れる側の学校では、子どもたちが順応できるような対応が必要。混乱もあるかもしれないが、子どもたちが卒業するときに、変更後の学校でよかったと思ってもらえるような受け入れ態勢を整えることが求められていると思う。

・梨の木小学校では、交通ボランティアが不足し、募集をしている状況。学区変更後の学校の課題についても共有することが大事だと思う。

・教育活動は教室数だけでなく、学校運営についても考える必要がある。子どもの数が増えることで、単に教室数が増えるだけでなく、教員やボランティアの数も増えていることを考慮する必要がある。

・子どもは見方や考え方がまちまちで、困難な状況についても、子どもたちの感じ方は異なると思う。学区が変わる子どもに対し、どのような対応をすればよいか考えたとき、行政に任せて終わりということではなく、市民に広く伝え、市全体で考えて進めていくと良いと思う。

・子どもたちが、卒業した学校を自信持って母校だと言えるように、そして母校のある日進に愛着を持てるようにしていくべきだと思う。今後、学校を変える子どもたちにとって良い思い出作りができるよう、行政や教育現場の先生たちには頑張ってもらいたい。

- ・検討委員会でこのような議論をしていることを知らない人の方が多い。情報がなければ関心もわかないと思うので、検討委員会での検討課題などは、決定事項だけでなく途中経過なども市の広報に掲載すると、知る機会のない方にも関心を持ってもらいやすいと思う。
- ・学校によって古い校舎、新しい校舎、それぞれ状況は異なるが、どの学校へ行っても同じような教育が受けられるようにしてほしい。
- ・環境が変わることに対し、慣れるのにとても時間がかかる場合もあるので、そういった子どもものことも考えていくことができると良いと思う。

日進市立小中学校適正規模等検討委員会 委員名簿

	委嘱区分	所属等	氏 名
1	学識経験を有する者	愛知淑徳大学	三和 義武
2	行政区の代表者	蟹甲区長	加藤 隆視
3	行政区の代表者	野方区長	川合 観
4	行政区の代表者	藤枝区長	萩野 哲也
5	行政区の代表者	岩崎区長	丹羽 園生
6	小中学校 PTA の代表者	梨の木小学校 PTA 会長	杉山 享
7	小中学校 PTA の代表者	梨の木小学校 PTA 母親代表	須藤 尚子
8	小中学校 PTA の代表者	梨の木小学校 PTA 母親代表	増井 牧子
9	小中学校 PTA の代表者	日進東中学校 PTA 会長	鈴木 栄次
10	小中学校 PTA の代表者	日進東中学校 PTA 母親代表	芦野 留美
11	小中学校長の代表者	赤池小学校長	大津 正仁
12	小中学校長の代表者	日進中学校長	澤田 千歳
13	公募の市民	公募委員	伊東 美佐紀
14	公募の市民	公募委員	中村 正子

日進市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針

令和2年1月改訂

日進市教育委員会

はじめに

近年、全国的には人口減少期を迎え少子化へと向かう中、日進市における人口及び児童生徒数は、将来的には減少に転じるものの、今後しばらくは増加することが予想されています。

近年では、平成20年度に赤池小学校、平成25年度には、竹の山小学校及び日進北中学校が開校し、平成27年度には赤池小学校の5階部分を増築しています。

また、平成29年度には、日進米野木駅前特定区画整理事業により東小学校区の児童数増加が見込まれることから東小学校区の一部を梨の木小学校区へ学区編入しました。

令和7年度までの児童生徒数の推計においては、過大規模校や普通教室の不足は発生しないものの、区画整理事業や宅地開発等による人口変動が想定されるため人口推移の動向に注視する必要があるとされています。

このような状況において、学校施設の整備にあたっては、将来を見据えた計画が必要となる一方で、今現在、学校に通っている子どもたちの教育環境についても最大限の配慮をする必要があります。

また、市内に大規模校と小規模校をともに抱える現状から、学校間で教育環境に格差が生じないように必要な措置を講ずることも求められています。

平成24年8月に「日進市立小中学校の適正規模及び適正配置の基本方針」が策定され、策定後7年が経過しました。その間に、国においては、平成27年1月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」が示されるなど、刻々と変化する社会状況への対応が必要となっています。

このような背景から、日進市教育委員会では、令和元年7月に、学識経験者、行政区・小中学校・小中学校PTAのそれぞれの代表者、公募市民で構成する日進市立小中学校適正規模等検討委員会へ「日進市立小中学校の適正規模及び適正配置の基本方針」の見直しについて諮問し、提言を受けました。

この提言を踏まえ、「日進市立小中学校の適正規模及び適正配置の基本方針」を見直し、より良い教育環境の整備を期待するとともに、併せてこの提言内容の具体化にあたっては、学校関係者、保護者、地域住民のみなさんの理解と協力が不可欠であり、次代を担う日進の子どもたちのために、対話と連携によってこの取組みを推進していきます。

目 次

I	現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	小中学校の現状・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	（1）児童生徒数の推移・・・・・・・・・・	1
	（2）学級数の推移・・・・・・・・・・	1
	（3）通学区域・・・・・・・・・・	2
II	学校の適正規模・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1	学校規模が学校教育に影響する側面・・・・・・・・	3
2	学校規模の適正化の必要性・・・・・・・・	3
3	適正規模の基準・・・・・・・・・・	4
III	学校の適正配置・・・・・・・・・・・・・・・・	5
1	適正配置の基準・・・・・・・・・・	5
	（1）基本となる考え方・・・・・・・・・・	5
	（2）配置の基準・・・・・・・・・・	5
2	適正配置への取組み方・・・・・・・・・・	5
	（1）小規模校・過小規模校への対応・・・・・・・・	5
	（2）大規模校・過大規模校への対応・・・・・・・・	6
3	適正配置への具体的な進め方・・・・・・・・	6

I 現状

1 小中学校の現状

(1) 児童生徒数の推移

- ・図1に示すように、小学校の児童数は、昭和55年の4,772人をピークに減少傾向を示していたが、平成2年以降再び増加に転じてその傾向を持続しており、平成27年には5,707人となっている。将来の推移についても、増加すると予想される。（※令和元年は6,065人）
- ・同じく、図1に示すように、中学校の生徒数は、小学校より5年遅れで同じ傾向を示しており、昭和60年の2,496人をピークに減少傾向を示していたが、平成7年以降再び増加に転じてその傾向を持続しており、平成27年には2,564人となっている。将来の推移についてもゆるやかに増加すると予想される。（※令和元年は2,588人）

『市内学区児童生徒推計資料』, H28.5より

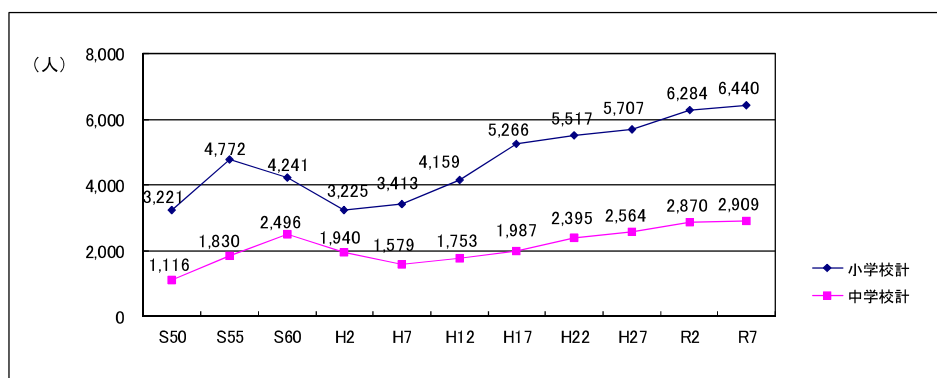


図1 市全体の児童生徒数の推移

(2) 学級数の推移

- ・図2に示すように、小学校の学級数は、平成2年度以降増加傾向を持続しており、令和2年度まで増加し、その後横ばいとなると予想される。（※令和元年は188学級）
- ・同じく、図2に示すように、中学校の学級数は、小学校より遅れて増加傾向を示し、令和2年度まで増加し、その後横ばいとなると予想される。（※令和元年は73学級）

（※学級数に特別支援学級の数含まない）

『市内学区児童生徒推計資料』, H28.5より

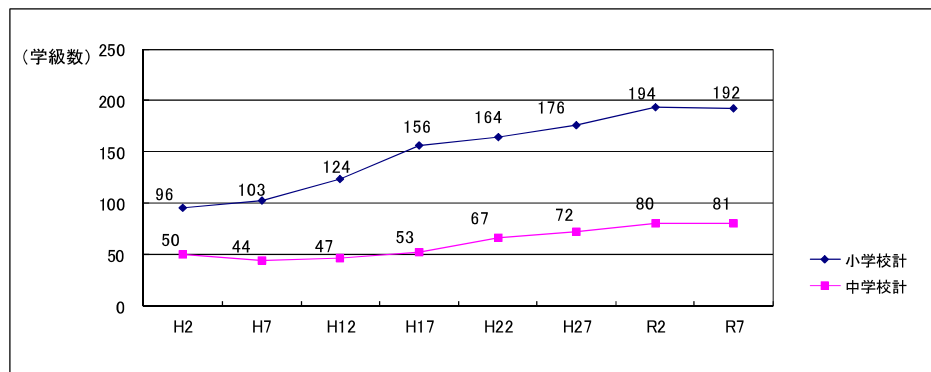


図 2 市全体の学級数の推移

(3) 通学区域

通学区域については、「就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない」(学校教育法施行令第5条2項)と規定されており、日進市においても、この規定に基づき、「日進市立小中学校通学区域に関する規則」において、あらかじめ学校毎に通学区域を設定し、就学する学校を指定している。

また、通学距離については、「小学校が概ね4km以内、中学校が概ね6km以内」とされている(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条)が、日進市では、独自の基準として「小学校は3km以内、中学校は5km以内」を一定の基準としている。

現在、日進市の小学校の児童の大半は徒歩で通学しており、通学距離は概ね2.5km以内であるが、米野木町三ヶ峯地区では、4kmを超えており、公共交通機関(バス)を利用している児童もいる。

中学校の生徒は、徒歩及び自転車で通学しており、通学距離は概ね5km以内であり、通学距離や道路整備状況等により自転車通学を認めている(表1参照)。

表 1 市内中学校の通学状況

日進中学校	原則徒歩通学。ただし、自転車通学許可区域内(南山手線以南)は申請があれば、自転車通学を認める。
日進西中学校	全員徒歩通学。
日進東中学校	一部自転車通学あり。 自転車通学区域(東小学区:東名高速道路以北、相野山小学区:全域、梨の木小学区:栄一丁目・二丁目)
日進北中学校	全員徒歩通学。

(※令和元年度時点)

近年、登下校時の自転車での交通事故が発生することもあり、また、朝の登校

時は自転車が集中し、交差点や学校周辺道路に自転車が滞留することから、安全性や他の通行人及び周辺住民への配慮が課題となっている。

Ⅱ 学校の適正規模

1 学校規模が学校教育に影響する側面

学校規模によって、以下のような面について影響が及ぶことが想定される。

○学習・生活指導

- ・児童生徒の学習状況の把握や指導のきめ細かさ
- ・集団での学び合いの機会
- ・学校施設や教材・教具等の充足性
- ・学校行事等の教育活動における活躍や発表の機会
- ・児童または生徒間の交流の機会
- ・保護者、地域との連携の効率性

○学校運営

- ・経験年数、専門性、男女比等の教職員配置のバランス
- ・教職員間の意思疎通・共通理解
- ・教員一人への校務や行事の役割等への負担
- ・クラブ活動や部活動のバリエーション
- ・学級編制のバリエーション

文部科学省、『公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引』，H27-1-27 参考

2 学校規模の適正化の必要性

1 で示した様々な側面への影響を鑑み、学校間での教育環境の不均衡の是正が必要となる。このことを実現するために、学校の適正規模を検討し、子どもたちにとってより良い教育環境の整備を図っていくことが必要になる。

なお、学校規模を検討するにあたり、児童生徒数や教職員数、教室数や施設の面積などを規模の基準とすることもできるが、学校規模に関する関係法令等（※）では学校規模を学級数で示しており、学級数によって教職員数や教室数なども決まってくることから、学級数を学校規模の基準とする。

※【参考】学校規模に関する関係法令等

○学校教育法施行規則（第 41 条・第 79 条）

小学校については、「小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りでない。」とし、中学校については、小学校の規定を準用するとしている。

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（第 4 条）

適正な学校規模の条件として、「学級数が概ね 12 学級から 18 学級まで」とし、学校を統合する場合には「24 学級まで」としている。

○公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き（平成 27 年 1 月）

11 学級までを小規模校、25 学級以上を大規模校、31 学級以上を過大規模校としている。

3 適正規模の基準

国の基準などを参考に、学校の規模を次のように定める（表 2）。なお、中学校については、1 学年あたりの学級数を鑑み 18 学級までを適正規模とする。

表 2 学校規模の区分

規模区分 小中の別	過小規模校	小規模校	適正規模校	大規模校	過大規模校
小学校	6 学級以下	7 から 11 学級	12 から 24 学級	25 から 30 学級	31 学級以上
中学校	6 学級以下	7 から 11 学級	12 から 18 学級	19 から 30 学級	31 学級以上

（＊学級数には特別支援学級の数含まない）

【各規模の定義】

過小規模校：複式学級が発生し是正を要する規模

小規模校：クラス替えができなくなる学年があり是正を要する規模

適正規模校：望ましい又は理想とする規模。必ずしも適正規模でないと直ちに是正しなければならないというものではなく、できる限りそれに近づけるように目指す標準としての規模をいう。

大規模校：施設の収容能力によっては是正を要する規模

過大規模校：学校活動や学校運営に支障がでるため是正を要する規模

Ⅲ 学校の適正配置

1 適正配置の基準

(1) 基本となる考え方

- ①学校（地域）によって教育環境にできるだけ差が生じないように配慮することが必要。
- ②児童生徒の通学にかかる負担を考慮し、安全性を確保することが必要。
- ③学校と地域コミュニティのつながりに配慮することが必要。

(2) 配置の基準

- ①学校間で教育環境の差が生じないように、適正な規模の学校を地域にバランスよく配置されること。
- ②通学距離について、小学校は 3 k m 以内、中学校は 5 k m 以内を一定の基準とすること。なお、自転車通学については、生徒の安全性などを考慮し、今後、その運用について検討する必要があると考えられる。
- ③通学区域は、行政区や自治会等の地域コミュニティとできるだけ整合していること。

なお、この基準を満たすことができない場合においては、公共交通機関の利用を認めるなど、児童生徒の通学にかかる負担軽減や安全の確保に配慮を図るものとする。

2 適正配置への取組み方

(1) 小規模・過小規模校への対応

- ①小規模校（7 から 11 学級）・過小規模校（6 学級以下）ともに、原則として次の対応を検討する。どの対応を行うかは、そのときの社会状況や地域性等を踏まえた上で慎重に検討するものとする。また、過小規模校または小規模化の著しい学校から優先的に取り組むものとする。

ア 学区の見直し等により適正化を図る。

イ 近接する学校との統合を行う。

* 小学校と中学校が近接する場合は、上記の他に小中併設校とすることも考えられる。

(2) 大規模・過大規模校への対応

①過大規模校（31 学級以上）については、原則として次の対応を検討する。どの対応を行うかは、そのときの社会状況や地域性等を踏まえた上で慎重に検討するものとする。また、過大規模校または大規模化の著しい学校から優先して取り組むものとする。

ア 学区の見直しや学校施設の増築により適正化を図る。

イ 上記の方法では対応しきれない場合で、さらに長期間にわたり過大規模の状態が続くことが予想される場合は、新設校の建設について検討する。なお、この場合は建設用地の確保についても十分考慮する必要がある。

②大規模校（小学校 25 から 30 学級、中学校 19 から 30 学級）については、今後も児童生徒数の増加が見込まれ、過大規模校となることが予想される場合や、施設規模（施設面積や運動場面積等）が、当該児童生徒に対して著しく狭い場合などについては、過大規模校に準拠したかたちでその対応を検討する。また、それ以外の場合においても、児童生徒のより良い教育環境整備に必要なものについては、適宜、適切な方法において検討するものとする。

* 今後、この基本方針に基づき具体的な措置を講じる際には、特別支援学級や特別教室、体育館やプールなどの施設についても考慮するものとする。

③普通教室数の過不足の検討にあたっては、普通学級数に加えて、特別支援学級数の状況も考慮に入れる必要がある。

3 適正配置への具体的な進め方

学校の適正配置を進めるにあたっては、次のような取り組みを行う。

①適正化の対象となる学校があるかどうかの判定や適正化の手法等について検討する組織を設置する。

②上記組織の検討結果に基づき、適正化を具体的に進めていくための検討組織を設置する。（例：学区の見直し等であれば学区検討部会など）

③取り組みを行うにあたっては、情報公開に努めるとともに、地域住民との対話と連携を図りながら進めるものとする。

④本基本方針については、国等の施策の大幅な変更や社会情勢の変化により見直しの必要が生じたときにはその都度見直しの検討を行う。

南小学校区・日進中学校区 学区見直し調査結果報告書

(令和3年度)

令和4年3月

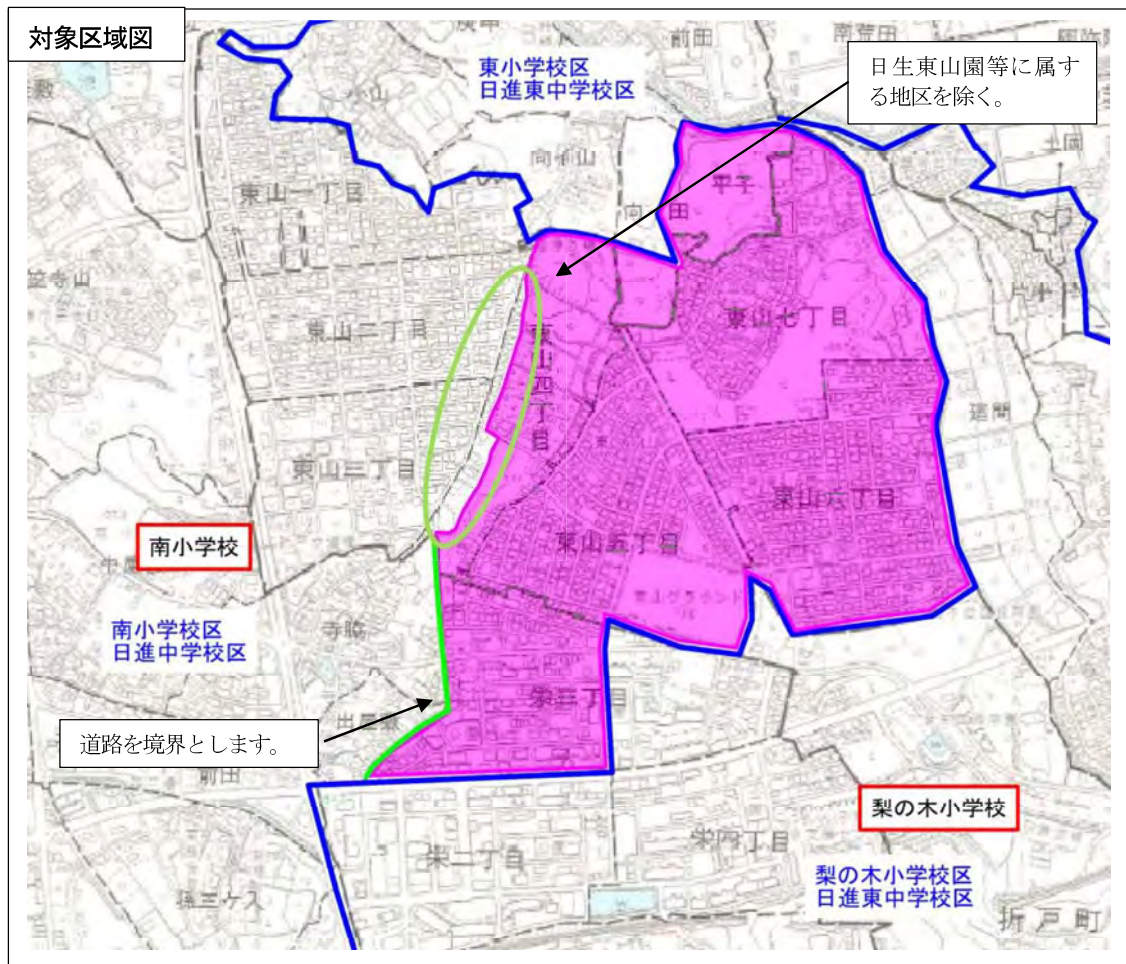
日進市学区検討部会

学区見直し案～調査結果～

1 学区変更対象地区

次の地区を南小学校区・日進中学校区から梨の木小学校区・日進東中学校区に変更する。

- (1) 東山四丁目から東山七丁目まで（東山四丁目の一部を除く。）
- (2) 栄三丁目
- (3) 藤枝町平子及び向イ田の一部



2 変更時期

令和6年4月1日から

3 経過措置

(1) 小学校

令和6年度に小学校5・6年生となる児童については、学区外就学申請により、卒業まで南小学校に通学することができる。また、小学校5・6年生となる児童が経過措置を取った場合に、その弟妹も兄弟が卒業するまで、南小学校に通学することができる。

(2) 中学校

令和6年度に中学校2・3年生となる生徒については、学区外就学申請により、卒業まで日進中学校に通学することができる。

調査結果に至る経緯

1 日進市学区検討部会での主な実施内容

(1) 日進市学区検討部会の実施

ア 第1回日進市学区検討部会

令和3年10月29日（金）

議題 ①学区検討部会の役割と進め方について

②日進市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針及び市内学区児童生徒推計について

③今後の検討課題について

イ 第2回日進市学区検討部会

令和3年12月22日（水）

議題 ① 南小学校区学区見直しアンケートの結果について

② 学区見直し案について

ウ 第3回日進市学区検討部会

令和4年3月11日（金）

議題 ①南小学校区学区見直し案説明会について

②南小学校学区・日進中学校区学区見直し調査結果報告書について

（以下「日進市学区検討部会」を「検討部会」という。）

(2) 南小学校区学区見直しアンケートの実施

学区見直しが想定される地域にお住いの世帯を対象に、次のとおりアンケートを実施し、223世帯（回答率57.3%）から回答を得た。

ア 調査期間 令和3年11月16日から令和3年12月5日まで

イ 調査対象 学区見直しを検討する地域

（東山四～七丁目、栄三丁目、藤枝町平子及び向イ田の一部）

学区見直しの対象となる可能性がある地域

（東山一～三丁目、折戸町寺脇の一部、折戸町出屋敷）

(3) 学区見直し案説明会の開催

第2回検討部会での検討を経てとりまとめた学区見直し案について、(2)で実施したアンケートの対象世帯に周知し、次のとおり説明会を実施した。

ア 開催日 令和4年2月25日（金）

令和4年2月26日（土）

イ 内 容 これまでの経緯と今後の予定について

学区見直し案の説明

アンケートの結果について

2 具体的な検討内容

(1) 第1回検討部会での検討内容

検討部会と日進市立小中学校の適正規模等検討委員会（以下「検討委員会」という。）の役割及び、検討委員会における審議の結果について確認した。

審議結果の内容は、日進市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針について、市内学区児童生徒推計資料の令和1・2年度までの児童生徒数の推移から、南小学校については、現在及び推計において「大規模」であり、35人学級への対応により必要教室数が増え、教室数に余裕が少ない状況が長期間続く見込みであることから、学区見直しにより適正化を図る必要があることである。

今後の検討課題について、次のことを確認した。

- ・学区見直しの変更先としては、隣接する小学校のうち施設規模に余裕がある梨の木小学校となること、学区見直しの対象となる地域は、梨の木小学校に隣接する地域で、登下校の安全性を考慮し、県道瀬戸大府東海線の東側の地域が想定されること
- ・対象地区を考える際には梨の木小学校の受け入れ規模を考慮すること
- ・南小学校の学区見直しに伴い、進学先である日進中学校の学区見直しについても合わせて検討すること
- ・南小学校の今後の児童数及び必要教室数の推移から、なるべく早期に学区見直しを実施する必要があるが、通学区域を変更するまでに必要な準備期間を考慮すると、令和6年度の実施が最短のスケジュールであること

(2) 南小学校学区見直しアンケート結果

第1回検討部会において、関係者に学区見直しについてお知らせし、意見を聴いたうえで検討した方がよいという意見があったことを踏まえ、学区見直しが想定される地域にお住いの世帯を対象に、アンケートを実施した。

対象地区やその境界については、対象地域の方からは比較的肯定的な意見が寄せられたが、通学距離や通学路の安全性、自治会や子ども会のまとまりへの配慮を求める意見が寄せられた。

学区見直しに際して懸念されることについては、次のようなご意見があった。

- ・途中で学校が変わること、新しい学校での人間関係への不安
- ・高学年や最終学年で学校が変わること
- ・兄弟姉妹で別々の学校に通学すること
- ・通学の安全性や通学距離に関すること

※アンケート結果の詳細については、別紙1を参照

(3) 第2回検討部会での検討内容

第1回検討部会での検討内容、アンケートで寄せられた意見並びに児童生徒数及び教室数のシミュレーション（*）を踏まえ、次の2つの学区見直し案について検討した。

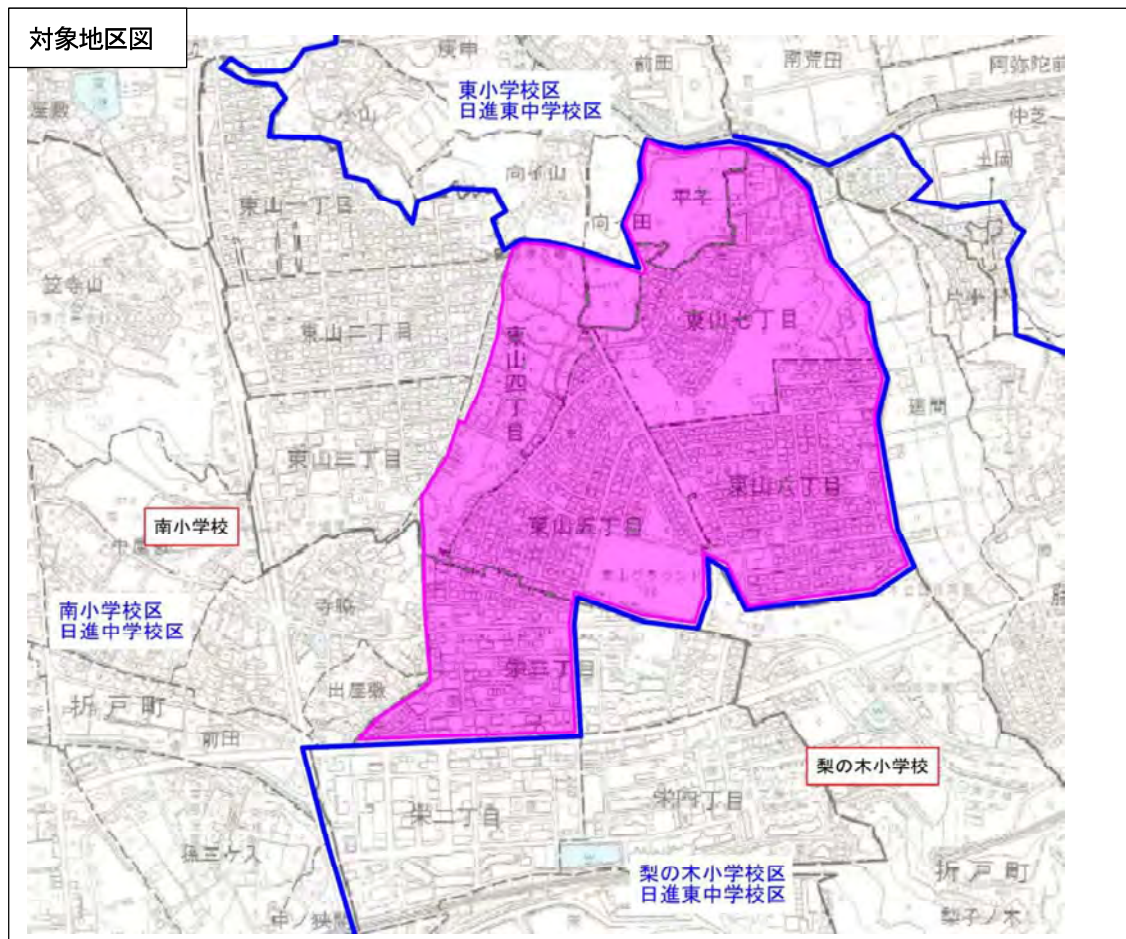
（*）住民基本台帳上の各学年の児童生徒数に、私立小中学校への通学率及び学区毎の入学時の人口増加率を加味して算出したもの

ア 変更対象地区について

(ア) 学区変更案 1

南小学校区・日進中学校区のうち次の地区を梨の木小学校区・日進東中学校区に変更する。

- a 東山四丁目から東山七丁目まで
(ただし、東山四丁目のうち日生東山園に含まれる地区については除外する。)
- b 栄三丁目
- c 藤枝町平子及び向イ田の一部



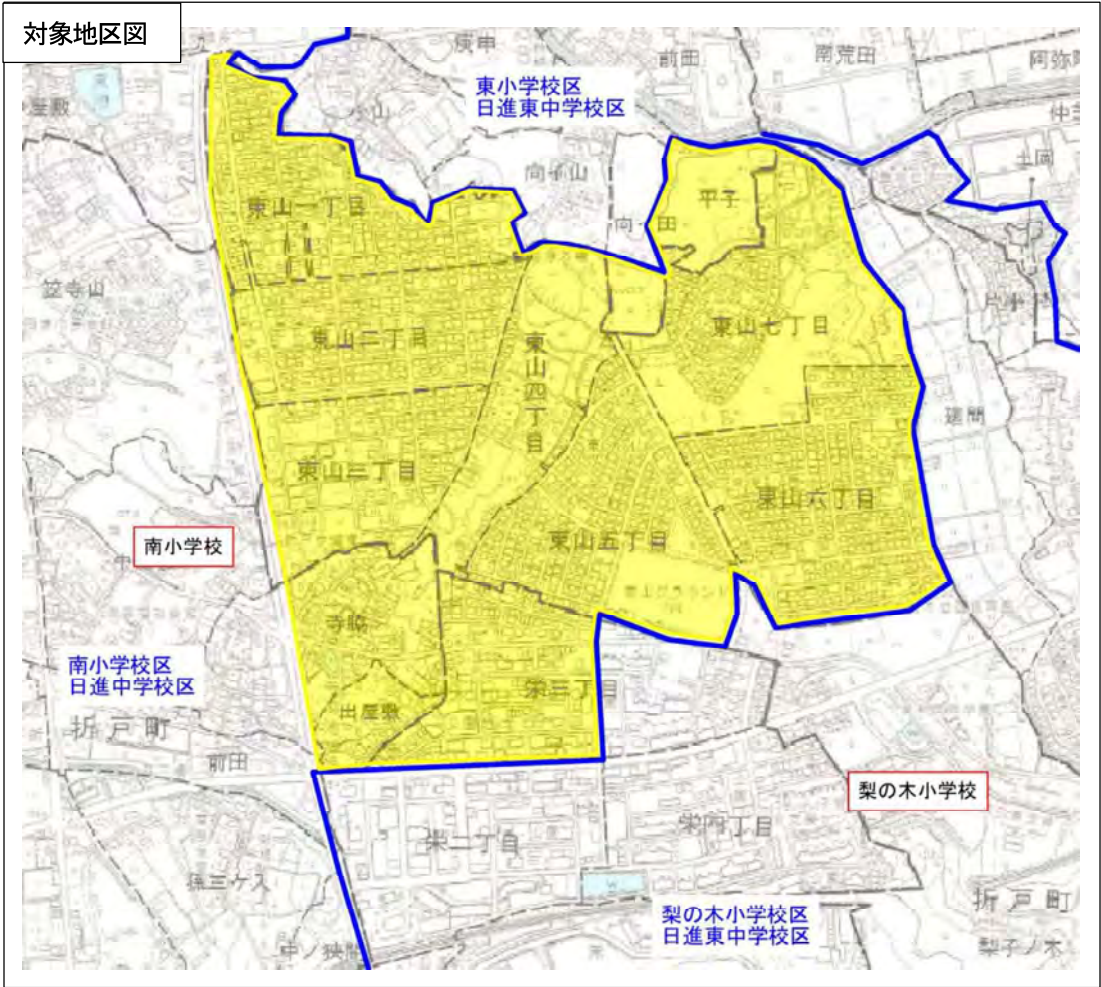
児童生徒数のシミュレーションから予想される教室数 () は余裕教室数 ▲は不足

学校名	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
南小学校	32 (▲1)	28 (3)	32 (▲1)	28 (3)	32 (▲1)	27 (4)
梨の木小学校	20 (7)	25 (2)	19 (8)	25 (2)	18 (9)	24 (3)
日進中学校	21 (4)	19 (6)	21 (4)	19 (6)	20 (5)	19 (6)
日進東中学校	20 (4)	21 (3)	20 (4)	21 (3)	20 (4)	22 (2)

(イ) 学区変更案2

南小学校区・日進中学校区のうち次の地区を梨の木小学校区・日進東中学校区に変更する。

- a 東山一丁目から東山七丁目まで
- b 栄三丁目
- c 折戸町出屋敷及び寺脇のうち県道瀬戸大府東海線以東の地区
- d 藤枝町平子及び向イ田の一部



児童生徒数のシミュレーションから予想される教室数 ()は余裕教室数 ▲は不足

学校名	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
南小学校	32 (▲1)	24 (7)	32 (▲1)	23 (8)	32 (▲1)	23 (8)
梨の木小学校	20 (7)	30 (▲3)	19 (8)	29 (▲2)	18 (9)	28 (▲1)
日進中学校	21 (4)	16 (9)	21 (4)	16 (9)	20 (5)	16 (9)
日進東中学校	20 (4)	23 (1)	20 (4)	24 (0)	20 (4)	24 (0)

◆各学区変更案において、対象地区とした理由及び懸念事項については次のとおりである。

	学区変更案 1	学区変更案 2
当該地区を対象とする理由	・ 梨の木小学校の受け入れ規模を考慮し、梨の木小学校に隣接する地区を対象とするため ・ 東山については、日東東山及び平子台の自治会のまとまりを考慮するため ・ 栄三丁目については、一部の地域が梨の木小学校区であるため ・ 南小学校の学級数が 27 程度となり、大規模の状態を緩和できるため	・ 東山区を一体的に変更した方がよいという意見があったため ・ 対象範囲を広くすることで、一緒に学校を変わる児童生徒が増え、学校を変わるこどもの不安を軽減できるため ・ 南小学校の学級数が 23 程度となり、大規模の状態を解消できるため ・ 県道瀬戸大府東海線を境界とすることにより、交通量が多い道路を横断する必要がないため ・ 境界の判断が明確であるため
懸念事項	・ 東山区の学区が 2 つに分かれてしまうこと ・ 自治会や子ども会など地域コミュニティのまとまりを考慮することにより、東山四丁目の西側の境界が、道路や字地番などの明確な判断基準がないこと	・ 梨の木小学校の学級数が令和 6 年度に 30 程度となり、利用可能教室数を超えること ・ 日進東中学校の教室数が不足する可能性があること ・ 変更対象児童が 1 学年 50 人程度で、各学年 1 ～ 2 クラス増えるため、梨の木小学校の学校運営に与える影響が大きいこと ・ 県道瀬戸大府東海線に近いエリアは、南小学校への通学距離に比べ、梨の木小学校への通学距離が遠くなること（ただし、適正配置の観点から、通学距離が 3 km 以内は適正となっている。）

◆各学区変更案を比較後の対象地区についての考え方

学区変更案 1 は、学校規模を平準化し、南小学校の大規模の状態を緩和できるが、学区変更案 2 は、梨の木小学校の施設規模を超えて大規模化し、学区見直しにより学習環境を平準化する目的に反してしまうため、この対象範囲で学区見直しを実施することは難しいと考える。

イ 変更時期について

南小学校の学校規模の適正化に早期に対応する必要があること、また、学区変更が決定されてから、学区外申請・許可手続、学級編成、教員配置その他学区変更に向けての準備に一定期間が必要となるため、令和6年度が適当である。

ウ 経過措置について

学区見直しを行った時点で、対象地区に住む児童生徒は変更先の学校に通学することが原則であるが、アンケートでのご意見を踏まえ、次のとおり提案する。

なお、南小学校の学区見直しにより、対象地区から進学する中学校は、日進中学校から日進東中学校に変更となる。

【中学校区についての考え方】

- ・ 梨の木小学校区は日進東中学校区であるため、南小学校から梨の木小学校に学区変更する児童の進学先のみ日進中学校とすると、梨の木小学校からの進学先が2校に分かれてしまう。
- ・ 梨の木小学校からの進学先を日進東中学校の1校とすることで、少数で日進中学校に進学することを避けることができる。

(ア) 小学校について

令和6年度に小学校5・6年生となる児童については、学区外就学申請により、卒業まで南小学校に通学することができる。

【提案理由】

- ・ 小学校高学年で実施する野外活動や修学旅行での友人関係の影響を考慮して欲しいという意見や5・6年生は変更後の学校で過ごす期間が短くなることを考慮し、5・6年生は従来校で卒業できるようにするため

【懸念事項】

- ・ 小学校5・6年生の児童に小学生の弟妹がいる場合に、経過措置を選択することにより兄弟姉妹で学校が分かれてしまうこと
- ・ 令和6年度に小学校5・6年生で南小学校への通学を選択した児童は、中学校進学タイミングで、少人数で南小学校から日進東中学校に進学すること

(イ) 中学校について

令和6年度に中学校2・3年生となる生徒については、学区外就学申請により、卒業まで日進中学校に通学することができる。(中学校1年生は中学校入学時に日進東中学校に進学する。)

【提案理由】

- ・ 中学校入学後に学校を変わずに卒業できる選択肢を設けるため
- ・ 学区見直し対象地区に既に日進東中学校への通学路が設定されているため

【懸念事項】

- ・ 中学校 2・3 年生の生徒が経過措置を選択し、中学校 1 年生の弟妹がいる場合は、兄弟姉妹で学校が分かれてしまうこと
- ・ 令和 6 年度に小学校 5・6 年生で南小学校を選択した児童及び令和 6 年度に中学校に進学する生徒は、少人数で南小学校から日進東中学校に進学すること

エ 学区見直し案に対する意見・質問と見解

①案 2 の範囲で学区見直しをした場合、梨の木小学校が南小学校のように大規模化するが、検討する意味は何か。

アンケートで東山区を一体で変更した方がよいという意見や、通学の安全性の面から交通量の多い県道瀬戸大府東海線の横断を避けた方がよいという意見があったことを受け検討した。自治会や子ども会など地域でのつながりの状況や対象地区のまとまり、変更先の小中学校の受け入れ規模から、2 つの案を提案した。

②案 1 で東山区の学区が 2 つに分かれることについてはどうか。

東山区は 3 つの自治会で構成されており、日生東山園と日東東山は各自治会に子ども会があり、平子台は子ども会がない。各自治会の横のつながりはあるが、子ども会も含めたあらゆる活動が自治会ごとに行われているため、自治会で区切るのは問題ないと思われる。

③経過措置について、先行して進めている北小学校区・日進中学校区での状況はどうか。

経過措置の意向確認は来年度実施する予定となっており、対象者がどのような選択をするか現時点では分からない。平成 29 年に東小学校から梨の木小学校に通学区域を変更した際には、小学校 6 年生に経過措置を設けたが、その際には、小学校 6 年生は全員東小学校に残り、その弟妹は同じ学年の他の児童と一緒に全員梨の木小学校に変わる選択をした。

④北小学校区・日進中学校区の経過措置では、令和 5 年度に小学校 5・6 年生になる児童に加えて、その弟妹についても兄姉が卒業するまで北小学校に通学できるとなっている。今回の南小学校区については、経過措置を選択した小学校 5・6 年生の弟妹については、経過措置の対象となっていないがよいのか。

北小学校区・日進中学校区の学区見直しの周知の過程で、弟妹が経過措置を取ること、対象外の他の児童生徒と転校する時期が分かれば、同じ学年で一緒に学校を変わる児童生が少人数になり、子ども達にとって学校を変わる負担が大きくなると判断し、南小学校区では弟妹の経過措置を見直した。

(4) 学区見直し案説明会について

第2回検討部会での検討を踏まえ、アンケートの対象世帯に別紙2のとおり学区見直し案について周知し、説明会を行った。

説明会は2日間実施し、変更対象地区についてなど学区見直し案を説明した。学区見直し案の内容については、おおむね認められたものの、通学路の安全対策や学区見直しが実施された後の学校生活について、児童生徒や保護者への配慮を求める意見が寄せられた。

主なご意見としては次のとおりである。

- ・南小学校出身者に配慮したクラス編成のこと
- ・通学路の安全性確保に関すること
- ・児童クラブ等の入所に関すること
- ・持ち物の買換えに関すること
- ・PTA役員経験者への配慮について

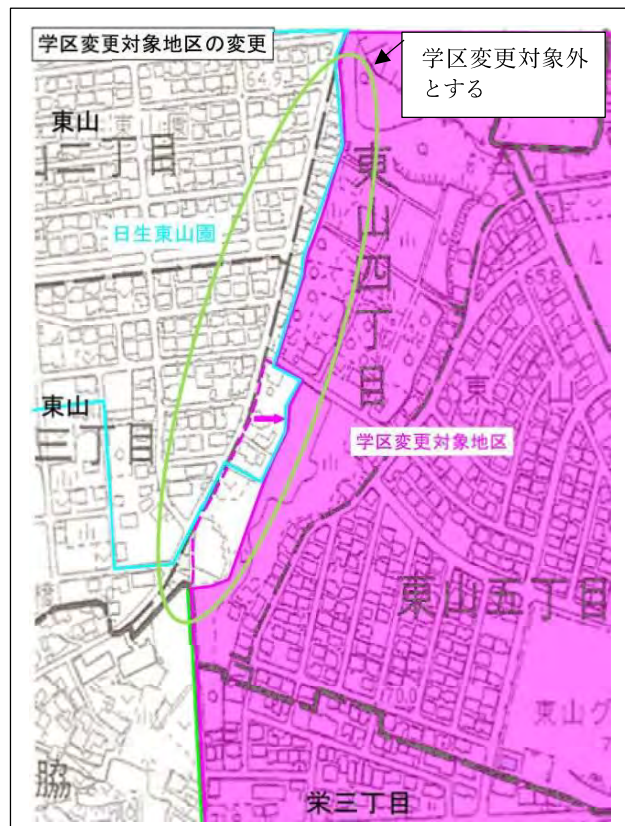
※説明会で出た意見については、別紙3を参照

(5) 第3回検討部会での検討内容

ア 対象地区について

説明会を通じて、学区変更対象地区について、対象地区から除外する日生東山園に属する地区について、該当地区が違うという指摘があったため、自治会等に日生東山園の該当地区を改めて確認した。また、その南側の東山三丁目に隣接する地区についても、東山五丁目や栄三丁目から離れた地区であることや梨の木小学校への通学路の安全性を考慮して学区変更対象外とした方がよいという意見があった。

以上のことから、東山四丁目のうち右の地区について学区変更対象外とすることとした。



イ 経過措置について

小学校の経過措置において、小学校5・6年生の弟妹の経過措置を設けていないことについて再度検討を行った。委員からは、弟妹の経過措置を設けることで、同じ学年の他の児童と転校する時期が分かれ、少数で学校が変わる児童の負担が大きくなるため、設けない方がよいという意見もあったが、先行して進めている西小学校区及び北小学校区の学区見直しでは弟妹の経過措置を設けていること、また、選択肢を設け保護者が自己決定できるようにした方がよいという考えから、次のように経過措置を変更することとした。

令和6年度に小学校5・6年生となる児童については、学区外就学申請により、卒業まで南小学校に通学することができる。また、**小学校5・6年生となる児童が経過措置を取った場合に、その弟妹も兄弟が卒業するまで、南小学校に通学することができる。**

ウ 学区見直し案全般について

学区見直し案についての検討を行う中で、学校が変わることや通学路に対する不安や懸念事項が多く寄せられ、具体的な説明を求める意見があったため、今後、変更後の学校の見学会や、具体的な説明の場を設け、児童生徒や保護者の不安解消に努めることとした。

南小学校学区見直しに係るアンケート結果について

1. 趣旨

南小学校（日進中学校）の学区見直し検討するに当たり、学区見直しが想定される地域にお住いの保護者からご意見を伺うもの。

2. 概要

調査期間 令和3年11月16日から令和3年12月5日まで

調査対象 学区見直しを検討する地域

（東山四～七丁目、栄三丁目、藤枝町平子の一部、藤枝町向イ田の一部）

検討によっては学区見直しの対象となる可能性がある地域

（東山一～三丁目、折戸町寺脇の一部、折戸町出屋敷）

	対象人数	回答人数	回答率
見直し検討地区	246 人	146 人	59.3%
その他地域	144 人	77 人	53.5%
合 計	390 人	223 人	57.2%

3. 回答結果について

（1）質問1 お住まいの地域	2
（2）質問2 お子さんの現在の学年（年齢）※原則、長子の年齢	2
（3）質問3に対する回答の分類	3
（4）質問4に対する回答の分類	3
（5）地域別で見た状況	4
（6）年齢別で見た状況	6

(1) 質問1 お住まいの地域

アンケートの回答をしていただいた方のお住まい内訳は次のとおりです。

なお、東山四丁目から七丁目、栄三丁目を今回の学区見直し検討する地域としています。

地域	回答数
折戸町寺脇	4
折戸町出屋敷	2
東山一丁目	28
東山二丁目	24
東山三丁目	19
東山四丁目	8
東山五丁目	22
東山六丁目	66
東山七丁目	24
栄三丁目	26
総計	223

(2) 質問2 お子さんの現在の学年(年齢)※原則、長子の年齢

現年齢での回答のため、令和6年度小学校入学するのは現在年少(3歳)の学年となります。

年齢	回答数
0歳	8
1歳	17
2歳	14
年少	15
年中	25
年長	15
小学校1年生	23
小学校2年生	23
小学校3年生	25
小学校4年生	18
小学校5年生	21
小学校6年生	19
総計	223

（３）質問３に対する回答の分類

質問３は学区見直しに関して、対象地区やその境界について自由記述でご意見を伺いました。いただいた記述内容から次の区分にて回答を事務局で分類しています。

対象地域への意見なしの方が半数以上ではありますが、ご意見いただいた方からは様々な意見をいただいております。

区分	回答数
1 対象地域への意見なし	122
2 賛成または問題なし	31
3 反対	12
4 一部賛成または一部反対	34
5 意見あり	19
6 その他（質問４にて）	5
総計	223

（４）質問４に対する回答の分類

質問４は学区見直しに際して懸念されること、心配なことについて自由記述でご意見を伺いました。いただいた記述内容から次の区分にて回答を事務局で分類しています。

途中で学校が変わることや、新しい学校での人間関係の構築等、環境の変化に対する不安の声が多数挙がっています。

区分	回答数
1 途中で学校が変わること	48
2 高学年・最終学年で学校が変わること（小５・６、中３）	34
3 経過措置を設けてほしい	32
4 令和６年度時点の新入学者から順に変更としてほしい（在学児童、生徒は旧学区のまま）	17
5 令和６年度２年生は前倒しで令和５年度入学時から実施してほしい	4
6 友達と別れ、新しい学校での人間関係の構築への不安、受け入れ側の子どもへの指導	57
7 兄弟姉妹で別々の学校に通学すること	27
8 学校指定品の買い替えの負担	17
9 児童クラブ、放課後子ども教室の変更	9
10 小学校の距離がかえって遠くなる	23
11 中学校の距離がかえって遠くなる	7
12 通学路の安全性	31
13 地域・家庭への説明	10
14 子ども会への影響	4
15 自治会への影響	5
16 その他	71
総回答数（複数回答可とするため、各区分の回答数の合計値とは一致しない）	188

（５）地域別で見た状況

① 質問３を対象地域とその他の地域毎に集計した結果は次のとおりです。

対象地域の方は、比較的肯定的な意見が見られ、その他地域の方は、賛成できる面と賛成できない面の両面の考えを持つ方が多い傾向が見られます。

<回答数>

区分	対象地域	その他地域
1 対象地域への意見なし	84	38
2 賛成または問題なし	27	4
3 反対	5	7
4 一部賛成または一部反対	16	18
5 意見あり	10	9
6 その他（質問４にて）	4	1
総計	146	77

<回答有の合計件数に対する各回答の割合（「1 対象地域への意見なし」は除く）>

区分	対象地域	その他地域
2 賛成または問題なし	43.5%	10.3%
3 反対	8.1%	17.9%
4 一部賛成または一部反対	25.8%	46.2%
5 意見あり	16.1%	23.1%
6 その他（質問４にて）	6.5%	2.6%
回答有の合計件数【参考】	62	39

<一部賛成意見の主なもの>

- ・通学距離や通学路の安全性の面からよい。
- ・栄三丁目は一丁目・二丁目同様梨の木小学校がよい。

<一部反対意見の主なもの>

- ・東山区の学区を分けないように、東山区全体を変更対象とした方がよい。
- ・東山四丁目の一部の地域について、自治会や子ども会のまとまりが考慮されていない。
- ・交通量の多い道路の横断を避けるため、県道瀬戸大府東海線以东の地区を対象とした方がよい。
- ・現在より通学距離が極端に遠くなるような学区変更はしないでほしい。

② 質問４を対象地域とその他の地域毎に集計した結果は次のとおりです。

対象地域の方は、新しい学校での人間関係の構築への不安や途中で学校が変わることに対して心配される方が多いのに対し、その他地域の方は、通学距離が遠くなってしまいうことから、通学面を心配される傾向が見られます。

<回答数>

区分	対象地域	その他地域
1 途中で学校が変わること	33	15
2 高学年・最終学年で学校が変わること（小５・６、中３）	22	12
3 経過措置を設けてほしい	23	9
4 令和６年度時点の新入学者から順に変更としてほしい（在学児童、生徒は旧学区のまま）	14	3
5 令和６年度２年生は前倒しで令和５年度入学時から実施してほしい	4	0
6 友達と別れ、新しい学校での人間関係の構築への不安、受け入れ側の子どもへの指導	36	21
7 兄弟姉妹で別々の学校に通学すること	19	8
8 学校指定品の買い替えの負担	17	0
9 児童クラブ、放課後子ども教室の変更	8	1
10 小学校の距離がかえって遠くなる	0	23
11 中学校の距離がかえって遠くなる	2	5
12 通学路の安全性	18	13
13 地域・家庭への説明	6	4
14 子ども会への影響	2	2
15 自治会への影響	3	2
16 その他	50	21
総回答数（複数回答可とするため、各区分の回答数の合計値とは一致しない）	120	68

<回答有の合計件数に対する各区分の割合>

区分	対象地域	その他地域
1 途中で学校が変わること	27.5%	22.1%
2 高学年・最終学年で学校が変わること（小５・６、中３）	18.3%	17.6%
3 経過措置を設けてほしい	19.2%	13.2%
4 令和６年度時点の新入学者から順に変更としてほしい（在学児童、生徒は旧学区のまま）	11.7%	4.4%
5 令和６年度２年生は前倒しで令和５年度入学時から実施してほしい	3.3%	0.0%
6 友達と別れ、新しい学校での人間関係の構築への不安、受け入れ側の子どもへの指導	30.0%	30.9%
7 兄弟姉妹で別々の学校に通学すること	15.8%	11.8%
8 学校指定品の買い替えの負担	14.2%	0.0%
9 児童クラブ、放課後子ども教室の変更	6.7%	1.5%
10 小学校の距離がかえって遠くなる	0.0%	33.8%
11 中学校の距離がかえって遠くなる	1.7%	7.4%
12 通学路の安全性	15.0%	19.1%
13 地域・家庭への説明	5.0%	5.9%
14 子ども会への影響	1.7%	2.9%
15 自治会への影響	2.5%	2.9%
16 その他	41.7%	30.9%
回答有の合計件数【参考】	120	68

※「１６ その他」を除いた回答区分の内、一番回答割合の高い区分に赤着色しています。

（６）年齢別で見た状況

① 質問３を年齢別で集計した結果は次のとおりです。

０～年少：学区見直しを予定する令和６年度以降に小学校へ入学する学年

年中～４年生：途中で小学校が変更になる学年、中学校の入学先変更になる学年

５、６年生：途中で中学校が変更になる学年

学区見直しを予定している令和６年度以降に小学校へ入学する学年は、学校が途中で変わるということが無いため、学区変更に対して肯定的な意見が多い傾向ですが、途中で小学校または中学校が変わる学年は、不安な面が残り、賛成できる面とできない面の両面の考えを持つ方が多い傾向が見られます。

<回答数>

区分	０～年少	年中～４年生	５、６年生
１ 対象地域への意見なし	27	69	26
２ 賛成または問題なし	18	10	3
３ 反対	4	8	0
４ 一部賛成または一部反対	2	26	6
５ 意見あり	3	12	4
６ その他（質問４にて）	0	4	1
合計	54	129	40

<回答有の合計件数に対する各回答の割合（「１ 対象地域への意見なし」は除く）>

区分	０～年少	年中～４年生	５、６年生
２ 賛成または問題なし	66.7%	16.7%	21.4%
３ 反対	14.8%	13.3%	0.0%
４ 一部賛成または一部反対	7.4%	43.3%	42.9%
５ 意見あり	11.1%	20.0%	28.6%
６ その他（質問４にて）	0.0%	6.7%	7.1%
回答有の合計件数【参考】	27	60	14

② 質問４を年齢別で集計した結果は次のとおりです。

未就学の学年の保護者は環境が変わることへの心配は少なく、通学路の安全面に不安を持たれている傾向が見られます。一方、途中で小学校または中学校が変わることになる学年の保護者は、環境への変化に対する不安を持たれている傾向が見られます。

<回答数>

区分	0～年少	年中～４年生	５、６年生
１ 途中で学校が変わること	3	35	10
２ 高学年・最終学年で学校が変わること（小５・６、中３）	1	27	6
３ 経過措置を設けてほしい	2	25	5
４ 令和６年度時点の新入学者から順に変更としてほしい（在学児童、生徒は旧学区のまま）	0	11	6
５ 令和６年度２年生は前倒しで令和５年度入学時から実施してほしい	0	4	0
６ 友達と別れ、新しい学校での人間関係の構築への不安、受け入れ側の子どもへの指導	4	47	6
７ 兄弟姉妹で別々の学校に通学すること	5	17	5
８ 学校指定品の買い替えの負担	0	13	4
９ 児童クラブ、放課後子ども教室の変更	3	6	0
１０ 小学校の距離がかえって遠くなる	7	14	2
１１ 中学校の距離がかえって遠くなる	0	5	2
１２ 通学路の安全性	11	18	2
１３ 地域・家庭への説明	2	8	0
１４ 子ども会への影響	0	4	0
１５ 自治会への影響	0	5	0
１６ その他	18	50	3
総回答数（複数回答可とするため、各区分の回答数の合計値とは一致しない）	42	116	30

<回答有の合計件数に対する各区分の割合>

区分	0～年少	年中～４年生	５、６年生
１ 途中で学校が変わること	7.1%	30.2%	33.3%
２ 高学年・最終学年で学校が変わること（小５・６、中３）	2.4%	23.3%	20.0%
３ 経過措置を設けてほしい	4.8%	21.6%	16.7%
４ 令和６年度時点の新入学者から順に変更としてほしい（在学児童、生徒は旧学区のまま）	0.0%	9.5%	20.0%
５ 令和６年度２年生は前倒しで令和５年度入学時から実施してほしい	0.0%	3.4%	0.0%
６ 友達と別れ、新しい学校での人間関係の構築への不安、受け入れ側の子どもへの指導	9.5%	40.5%	20.0%
７ 兄弟姉妹で別々の学校に通学すること	11.9%	14.7%	16.7%
８ 学校指定品の買い替えの負担	0.0%	11.2%	13.3%
９ 児童クラブ、放課後子ども教室の変更	7.1%	5.2%	0.0%
１０ 小学校の距離がかえって遠くなる	16.7%	12.1%	6.7%
１１ 中学校の距離がかえって遠くなる	0.0%	4.3%	6.7%
１２ 通学路の安全性	26.2%	15.5%	6.7%
１３ 地域・家庭への説明	4.8%	6.9%	0.0%
１４ 子ども会への影響	0.0%	3.4%	0.0%
１５ 自治会への影響	0.0%	4.3%	0.0%
１６ その他	42.9%	43.1%	10.0%
回答有の合計件数【参考】	42	116	30

※「１６ その他」を除いた回答区分の内、一番回答割合の高い区分に赤着色しています。

南小学校区（日進中学校区）の学区見直し に関するアンケート

令和３年１１月
日進市教育委員会

市教育委員会では、別紙ご案内のとおり、南小学校（日進中学校）の学区見直しを予定しております。現在、日進市学区検討部会において、関係する学校・保護者・地域を代表する方から、学区見直しをする具体的な地域、変更時期、見直しに際しての課題等についてご意見をお聴きしております。

アンケートの目的は、今回いただいたご意見を参考に学区検討部会で検討するため、学区見直しが想定される地域にお住いの保護者の皆さまからご意見をお伺いするものです。何卒ご協力いただけますようお願いいたします。

なお、学区見直しの検討に際しては、以下の留意事項を踏まえて検討します。

- 1 南小学校区の将来的な児童数推計から、南小学校の教室数に余裕がない状況が長期間続く見込みであることから、できる限り早期に学区の見直しを行い、南小学校の適正化を図る必要があります。
- 2 新しい学区に変わるまでに、周知と学校の準備期間ため、二年度の期間を要します。従って、学区変更の時期は最短で令和６年度からとなります。
- 3 南小学校区に隣接する学校区のうち、梨の木小学校区の児童数が減少傾向であり、梨の木小学校の教室数に余裕があることから、変更先は梨の木小学校区とします。
- 4 南小学校の進学先である日進中学校の学区についても、梨の木小学校の進学先である日進東中学校に変更します。
- 5 見直しの対象となる地域は、変更先となる梨の木小学校及び日進東中学校の受け入れ規模、道路等の地理的状況並びにコミュニティ（自治会）境界等を考慮します。

アンケートは、あいち電子申請・届出システムで行いますので、学区見直しの内容をご確認いただき、下記のＱＲコードから回答をお願いします。

質問の内容は裏面をご覧ください。



回答期限：令和３年１２月５日（日）

アンケート質問内容

Q 1 お住いの地域

- ☐東山一丁目 ☐東山二丁目 ☐東山三丁目 ☐東山四丁目
☐東山五丁目 ☐東山六丁目 ☐東山七丁目 ☐栄三丁目
☐折戸町寺脇 ☐折戸町出屋敷 ☐その他（ ）

Q 2 お子様の現在の学年（年齢）

- ☐小学校6年生 ☐小学校5年生 ☐小学校4年生 ☐小学校3年生
☐小学校2年生 ☐小学校1年生 ☐年長 ☐年中 ☐年少
☐2歳 ☐1歳 ☐0歳

Q 3 学区見直し検討地区図の桃色のエリア（東山四丁目～七丁目、栄三丁目、藤枝町平子及び向イ田の一部）を対象として学区見直しを検討しておりますが、対象地域やその境界についてご意見があれば以下にご記入ください。

Q 4 学区見直しに際して懸念されること、ご心配なことがありましたら以下にご記入ください。

南小学校区（日進中学校区）の学区見直しを検討しています

はじめに

日進市では、児童生徒数の増加や35人学級の実施に伴い、各小中学校における施設の適正規模を検討したうえで、児童生徒が適切な学習環境のもとで教育が受けられるように、以下の地域を対象に学区見直しの検討をしております。

なぜ学区の見直しが必要なのか

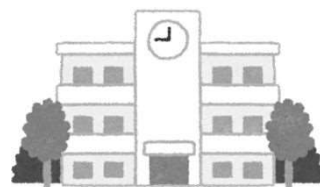
南小学校区の児童数の状況から、南小学校の教室数等に余裕が少ない状況が長期間続く見込みであるため、南小学校の学区の見直しにより学校規模の適正化を図る必要があります。

学区の見直し対象地域

南小学校区のうち、梨の木小学校に隣接する地区

（学区見直し検討地区図参照）

変更先：梨の木小学校区（日進東中学校区）



見直しの時期

南小学校の教室数等の状況から、令和6年度の実施に向けて検討しております。

今後のスケジュール

日進市教育委員会では、学区見直しの具体的な地域、変更時期、及び見直しに際しての課題等について検討するため、日進市学区検討部会を設置し、関係する、学校・地域・保護者の皆さまのご意見をお聴きしております。

令和4年3月までに、学区検討部会で検討内容を取りまとめ、日進市立小中学校適正規模等検討委員会に報告します。その後、教育委員会に提言する予定となります。

学区見直し関係者の皆さまへ

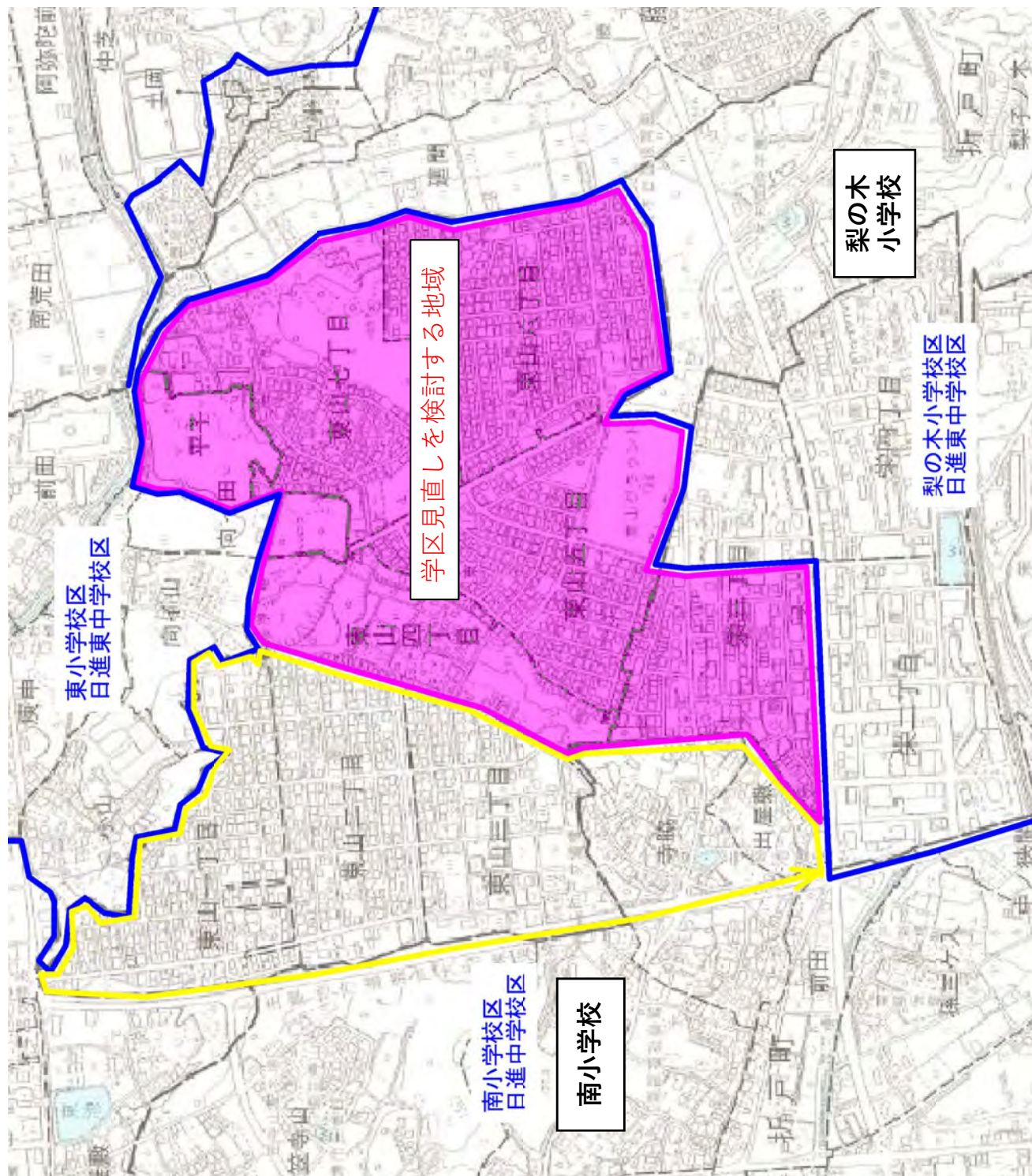
学区見直しの検討に際して、学区見直しが想定される地域の保護者の皆さまのご意見を参考にするため、別紙のとおりアンケートを実施します。

また、日進市ホームページに日進市学区検討部会で検討内容を掲載しておりますので参考にしてください。

☞「日進市学区検討部会」で検索

担当：日進市教育委員会 学校教育課
電話：0561-73-4145
電子メール：gakkyo@city.nisshin.lg.jp

学区見直し検討地区図



南小学校区学区見直しについてのお知らせ

令和 4 年 1 月 2 8 日

日進市教育委員会

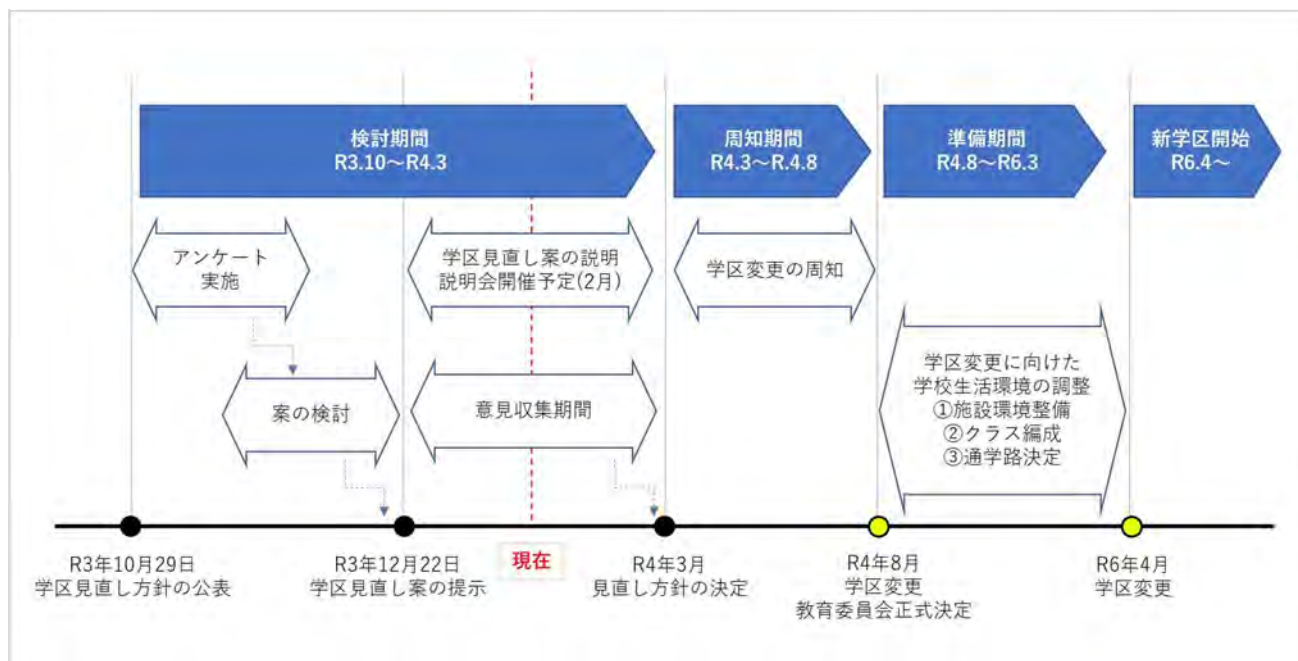
日進市では、学校規模の差による教育環境の偏りを解消するため、市内全域において学区見直しを行っています。

令和 6 年度には、南小学校の学校規模の適正化のため、南小学校区・日進中学校区の学区変更を検討しています。

現在、学区見直しが想定される地域の皆さまにアンケートを実施し、関係者の皆さまのご意見を伺い、また、日進市学区検討部会において、学区見直し対象地区、変更時期及び変更の際の課題等について検討いたしました。

その結果、学区検討部会において、学区見直し案を取りまとめましたのでお知らせいたします。

南小学校区見直し全体のスケジュールは次のように考えています。



この学区見直し案についての説明会を開催する予定です。新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ WEB で開催します。見直し案に対するご意見ご質問を事前にお寄せいただき、説明会で教育委員会として考え方を説明します。(アンケートで寄せられたご意見に対する考え方は別紙をご覧ください。)

南小学校区学区見直し案説明会

①2月25日(金) 19:00 から ②2月26日(土) 10:00 から

※参加申し込み及びご意見ご質問は、下記アドレスまたは右のQRコードからお願いします。

https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-nisshin-aichi-u/offer/offerList_detail.action?



このお知らせについてのお問い合わせは、学校教育課までお願いします。

Tel 0561-73-4145

南小学校区学区見直し案について

1. 変更時期について

令和6年4月から

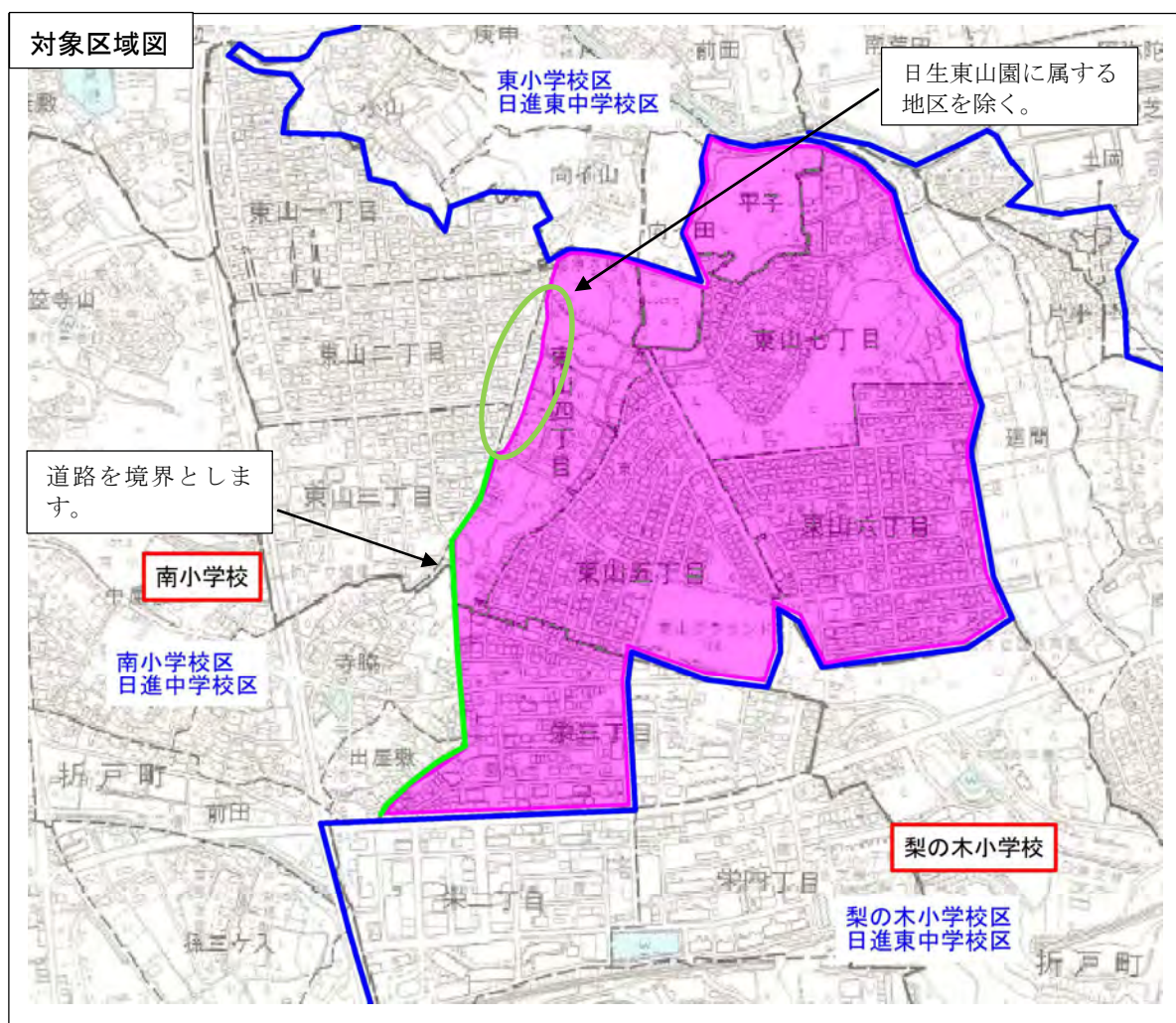
2. 学区見直しの対象区域について

南小学校区・日進中学校区から梨の木小学校区・日進東中学校区に変更する地区

(1) 東山四丁目から東山七丁目まで（東山四丁目の一部を除く。）

(2) 栄三丁目

(3) 藤枝町平子及び向イ田の一部



3 経過措置

(1) 小学校

令和6年度に小学校5・6年生となる児童については、学区外就学申請により、卒業まで南小学校に通学することができる。

(2) 中学校

令和6年度に中学校2・3年生となる生徒については、学区外就学申請により、卒業まで日進中学校に通学することができる。（1年生は中学校入学時に日進東中学校に進学する。）

アンケート結果について

1. 趣旨

南小学校（日進中学校）の学区見直しを検討するに当たり、学区見直しが想定される地域にお住いの保護者（お子さんの現在の年齢・学年は0歳から小学校6年生まで）からご意見を伺うもの。

2. 調査期間 令和3年11月16日から令和3年12月5日まで

調査地域 対象地域：学区見直しを検討する地域

（東山四～七丁目、栄三丁目、藤枝町平子の一部、藤枝町向イ田の一部）

その他地域：検討によっては学区見直しの対象となる可能性がある地域

（東山一～三丁目、折戸町寺脇の一部、折戸町出屋敷）

	対象世帯	回答世帯	回答率
対象地域	246 世帯	146 世帯	59.3%
その他地域	144 世帯	77 世帯	53.5%
合 計	390 人世帯	223 世帯	57.2%

3. 回答結果について

自由記述でご意見を伺い、記述内容から表の区分にて事務局で分類しています。

●学区見直しを検討する地域についてのご意見（対象地域とその他の地域毎に集計した結果）

対象地域への意見なしの方が半数以上ではありますが、対象地域の方は、比較的肯定的な意見が見られ、その他地域の方は、賛成できる面と賛成できない面の両面の考えを持つ方が多い傾向が見られました。

区分	対象地域	その他地域
1 対象地域への意見なし	84	38
2 賛成または問題なし	27	4
3 反対	5	7
4 一部賛成または一部反対	16	18
5 意見あり	10	9
6 その他	4	1
総計	146	77

<一部賛成意見の主なもの>

- ・通学距離や通学路の安全性の面からよい。
- ・栄三丁目は一丁目・二丁目同様梨の木小学校がよい。

<一部反対意見の主なもの>

- ・東山区の学区を分けないように、東山区全体を変更対象とした方がよい。
- ・東山四丁目の一部の地域について、自治会や子ども会のまとまりが考慮されていない。
- ・交通量の多い道路の横断を避けるため、県道瀬戸大府東海線以東の地区を対象とした方がよい。
- ・現在より通学距離が極端に遠くなるような学区変更はしないでほしい。

●学区見直しに際して懸念されることについてのご意見

※「16 その他」を除き一番回答割合の高い区分に赤着色しています。

1. 対象地域とその他の地域毎に集計した結果

対象地域の方は、新しい学校での人間関係の構築への不安や途中で学校が変わることに対して心配される方が多いのに対し、その他地域の方は、通学距離が遠くなってしまうことから、通学面を心配される傾向が見られます。

区分	対象地域	その他地域
1 途中で学校が変わること	27.5%	22.1%
2 高学年・最終学年で学校が変わること（小5・6、中3）	18.3%	17.6%
3 経過措置を設けてほしい	19.2%	13.2%
4 令和6年度時点の新入学者から順に変更としてほしい（在学児童、生徒は旧学区のまま）	11.7%	4.4%
5 令和6年度2年生は前倒しで令和5年度入学時から実施してほしい	3.3%	0.0%
6 友達と別れ、新しい学校での人間関係の構築への不安、受け入れ側の子どもへの指導	30.0%	30.9%
7 兄弟姉妹で別々の学校に通学すること	15.8%	11.8%
8 学校指定品の買い替えの負担	14.2%	0.0%
9 児童クラブ、放課後子ども教室の変更	6.7%	1.5%
10 小学校の距離がかえって遠くなる	0.0%	33.8%
11 中学校の距離がかえって遠くなる	1.7%	7.4%
12 通学路の安全性	15.0%	19.1%
13 地域・家庭への説明	5.0%	5.9%
14 子ども会への影響	1.7%	2.9%
15 自治会への影響	2.5%	2.9%
16 その他	41.7%	30.9%
回答有の合計件数【参考】	120	68

2. 年齢別で集計した結果

未就学の学年の保護者は環境が変わることへの心配は少なく、通学路の安全面に不安を持たれている傾向が見られます。一方、途中で小学校または中学校が変わることになる学年の保護者は、環境への変化に対する不安を持たれている傾向が見られます。

区分	0～年少	年中～4年生	5、6年生
1 途中で学校が変わること	7.1%	30.2%	33.3%
2 高学年・最終学年で学校が変わること（小5・6、中3）	2.4%	23.3%	20.0%
3 経過措置を設けてほしい	4.8%	21.6%	16.7%
4 令和6年度時点の新入学者から順に変更としてほしい（在学児童、生徒は旧学区のまま）	0.0%	9.5%	20.0%
5 令和6年度2年生は前倒しで令和5年度入学時から実施してほしい	0.0%	3.4%	0.0%
6 友達と別れ、新しい学校での人間関係の構築への不安、受け入れ側の子どもへの指導	9.5%	40.5%	20.0%
7 兄弟姉妹で別々の学校に通学すること	11.9%	14.7%	16.7%
8 学校指定品の買い替えの負担	0.0%	11.2%	13.3%
9 児童クラブ、放課後子ども教室の変更	7.1%	5.2%	0.0%
10 小学校の距離がかえって遠くなる	16.7%	12.1%	6.7%
11 中学校の距離がかえって遠くなる	0.0%	4.3%	6.7%
12 通学路の安全性	26.2%	15.5%	6.7%
13 地域・家庭への説明	4.8%	6.9%	0.0%
14 子ども会への影響	0.0%	3.4%	0.0%
15 自治会への影響	0.0%	4.3%	0.0%
16 その他	42.9%	43.1%	10.0%
回答有の合計件数【参考】	42	116	30

＜学区見直しの考え方について＞

令和3年11月に実施した学区見直しに関するアンケートで皆さまから寄せられたご意見に対しては、学区検討部会での検討を経て、次のように考えています。

1. 梨の木小学校に近い東山地区は、なぜ今まで南小学校の学区だったのですか？

梨の木小学校の開校当時、日進駅前の栄地区は人口密集地域であったため、児童数と学校規模を考慮して、現在の南小学校区と梨の木小学校区の通学区域を決定いたしました。

2. 今回の対象区域はどのように決められたのですか？

変更先の学校の規模を考慮し、梨の木小学校に隣接するまとまりのある地域を対象としました。東山四丁目の東側は、基本は道路を境界としていますが、自治会のまとまりを考慮し、日生東山園地区を除外しています。栄三丁目は一部の地域が既に梨の木小学校区であることから対象としています。

3. 対象区域の児童生徒数は何人で、学区見直しにより各校の児童生徒数はどうなりますか？

各学年30～35人程度です。学区見直しにより南小学校は1,000人が800人程度、梨の木小学校は600人が800人程度になる見込みです。また、教室数は南小学校が32教室が28教室程度、梨の木小学校が20教室が25教室程度となり、双方の学校規模の不均衡が解消され、南小学校の大規模化が緩和されます。

4. 小学校1年生の児童から学校を変わるなど、途中で学区が変わらないようにできませんか？ また、令和5年度に前倒して新1年生だけ学区を変更することはできませんか？

小学校の分団登校の安全性の確保や兄弟姉妹でなるべく学校が分かれなくするために、全学年の児童と一緒に学校を変わる必要があります。しかし、小学校5・6年生・中学校2・3年生については、変更後の学校で過ごせる期間が短いこと、また野外活動や修学旅行を考慮して経過措置を設けました。

途中で学校を変わる児童生徒については、学区変更後にクラスで少数にならないようにする、学区変更前に変更先の学校の見学会、交流会を開催するなど、学区見直しの実施に向けて児童生徒の不安解消に努めます。

5. 中学校は日進中学校のままでよいのではないのでしょうか？

東小学校・相野山小学校・梨の木小学校は、日進東中学校区となっています。中学校区を日進中学校区とすると、梨の木小学校からの進学先が2校に分かれてしまうため、将来的な状況を考慮して中学校区は日進東中学校区が適当であると考えています。

また、令和6年度時点で5・6年生の児童が、経過措置により南小学校に残った場合は、中学校に進学する時点で、日進東中学校に変更することになります。経過措置の選択の際には、学区変更時又は中学進学いずれかの時点で梨の木小学校又は日進東中学校に転校することを考慮して、選択していただきたいと思います。

6. 兄弟姉妹で通学校が分かれないうにできませんか？

経過措置対象の弟妹も兄弟の卒業まで従来校に通えるようにすると、同じ学年の他の子どもと転校時期が分かれ、少人数で学校を変わることになります。小学校4年生以下のお子様はみなさんで学校を変わる方が子どもの不安感が軽減されと考え、弟妹の経過措置は設けませんでした。

また、弟妹の経過措置を卒業までとすると、同じ分団の地域から南小学校に通学する児童が将来的にごく少数となるため、登下校の安全が確保できないと考えています。

保護者の皆さまにとっては、学校行事や懇談会の参加などでご負担をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

7. 学区見直しにより今までより通学距離が長くなってしまいますが？

「日進市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」では、通学距離は「小学校は3km以内、中学校は5km以内」を一定の基準としています。対象区域の梨の木小学校への通学距離は最大で1.5kmであり、この範囲内となっていますので、通学距離は適正の範囲内と考えています。

8. 通学路や登下校の分団はどうなりますか？

対象地域の既存の通学路や分団、変更先の学校までの通学路を基本に設定することになります。具体的な経路については、安全性を考慮し、地域や学校と相談して決定していきます。

9. 体操服やジャージなど学校指定の学用品の買い替えは必要ですか？

学校を変更する際に学用品を買い替える必要はありません。その後、各ご家庭で買い替える必要が生じた際には、新しい学校指定の学用品を購入していただくことになります。

10. 放課後児童クラブや子ども教室、学童保育はどうなりますか？

公設の放課後児童クラブや放課後子ども教室については、校区内で実施されているため、学区に合わせて変更していただくことになります。

入所に当たりましては、保護者の方の就労状況や児童の学年等により優先順位が決められますので、優先順位の高いご家庭の児童から受け入れさせていただきます。優先順位は、学区の変更とは関係ありませんので、学区を変わった児童が入りにくいということはありません。

新しい学区で入所できるかどうかは、学区ごと・年度ごとに定員や申し込み状況が変わりますので、入所の確約はできませんが、民間事業者とも連携して対応していきます。

11. 今回、学区見直しの対象外となった区域で、今後、学区見直しをする可能性がありますか？

児童生徒数の増加により学校施設規模の適正化の必要がある学校があるときは、まずは学区見直しをすることとしており、市内の複数の地域で学区変更を行っています。

今後、当該地域の学区見直しの可能性がないとまでは言えませんが、最新の人口推計から近い将来における見直しは想定しておりません。

南小学校区学区見直し案説明会に際して寄せられたご意見・ご質問に対する教育委員会の考え方

1 学区見直し案（対象地区、経過措置）について

NO.	ご意見・ご質問	教育委員会の考え方
①	対象区域の児童生徒数の人数を各学年ごとに明確に教えてください。	対象地区の各学年の児童数は、転出入もあり変動するため、明確に示すことはできませんが、おおむね30人前後の人数です。
②	アンケート集計結果は設問にはない内容が記載されており反対意見の少なさに違和感があります。小学校区見直しアンケートで中学校区は明記していなかったが、急に決定しておりなぜ先日アンケートで同時に説明がなかったのかと思います。	アンケートについては、学区見直し対象地区と学区見直しに際して懸念されることを自由意見でお聴きしております。皆さまの考えの傾向を確認するために分類した結果をお伝えしております。 中学校区については、アンケートの留意事項の中で説明をしておりますが、説明が分かりにくかったことについては申し訳ありませんでした。
③	アンケート結果について、地区ごとに分けた時に賛成・反対がどのようであったのか分析をしているのでしょうか。	地区別に賛成・反対がどのようであったのか確認しております。対象地区については、おおむね賛成意見が多いことを確認しており、アンケートの結果や変更後の南小学校及び梨の木小学校の適正規模を踏まえて学区検討部会で対象地区を決めています。
④	学区変更により梨の木小学校の教室数が不足することはないか。	市内学区児童生徒推計から、梨の木小学校は今後児童数が減少していく見込みのため、今回の学区見直しによって教室数が不足することは、今後10年間はないと考えております。
⑤	令和6年度時点で既に南小学校に在籍している児童は、学校を変わるのでしょうか？	小学校の経過措置については、小学校5・6年生が対象であるため、4年生以下のお子様は、令和6年度から梨の木小学校に通学することになります。
⑥	中学校進学時点で、経過措置対象の児童も含めて日進東中学校に通学しなければならないのはなぜでしょうか。	小学校在籍の間は卒業期までの期間が短いことに配慮して、経過措置を設けますが、令和6年度以降は、変更対象区域の児童生徒は梨の木小学校・日進東中学校に通学するのが原則であるため、中学校進学のタイミングでは本来学区に変わっていただくことになります。 日進東中学校には、東小学校、相野山小学校、梨の木小学校の3校から進学するため、南小学校から進学する児童も含め、中学校で新しい人間関係を形成する機会と考えております。
⑦-1	令和5年度入学の児童は、入学時から梨の木小学校に通えるようにできませんか？	令和5年度入学児童の学区変更を前倒しで行うと、令和5年度に学区変更対象区域から梨の木小学校に通学する児童が1年生だけとなります。 小学校1年生だけの分団登校では安全性を確保できないため、前倒しを実施することはできないと考えております。
⑦-2	保護者が毎日送迎すれば、可能ではないでしょうか。	登下校は、保護者による送迎ではなく、分団登校が基本であると考えております。 また、学区変更対象地区の児童数はおおむね30名程度であるため、多くの児童が車で登下校すると、車列と徒歩で登下校する児童の分団が交差し、安全性に支障がでること、また、梨の木小学校の駐車場に限りがあることから対応は難しいと考えます。
⑧	学級編成の考慮について、日進東中学校についても、南小学校出身者の子どもが少数とならないような働きかけをお願いします。	日進中学校への進学の際にも、学級編成に配慮するよう学校に働きかけをします。また、学校においては、常日頃から生徒の学校生活に関しての様々な配慮を行っております。

2 通学路・通学分団について

NO.	ご意見・ご質問	教育委員会の考え方
①	学区変更後の通学分団が何人くらいになるのでしょうか。近くに児童がいなければ、少ない人数で登校することになるのではないのでしょうか。	通学分団の編制については、変更時の各学年の人数を踏まえ、少人数にならないような分団の範囲を検討していきます。
②	横断歩道がないなど梨の木小学校への通学路で危険な箇所があるが、何か対策を実施するのでしょうか。	通学路の設定は、通常は学校や保護者・地域の皆さまが共に検討して決めていくものですが、学区変更に伴う通学路については、市としても現地確認を行い、学校や保護者・地域のご意見を伺って、できるだけ安全な経路や横断箇所を検討して行きます。 その結果危険な箇所については、道路管理者や公安委員会等に諮りながら必要な安全対策を検討します。
③	通学の際に東山グラウンドの南側の道を横断することになると思うが、この道は抜け道として利用されており交通量が多いため横断するのが危険だと思うが、通学路の明示やゾーン30の設定などを検討してもらえないでしょうか。	通学路が決まりましたら危険箇所を確認し、道路管理の担当課とも相談して対策を検討していきます。 通学路の安全対策について要望がございましたら、市へお寄せいただきたいと思います。
④	通学路になる山手線の横断時における安全性確保のため、梨の木小学校の正門付近に山手線へ歩道橋を設置して下さい。	南山手線の横断箇所については、信号のある交差点が2か所あるため、横断児童数等を考慮して、横断箇所や通学路の設定を検討してまいります。なお、歩道橋の設置については、設置できる箇所の条件や、他の横断歩道との距離、歩道橋の利用人数などを総合的に判断して、設置を検討するものです。設置する際には、用地買収、設計、工事等複数年に渡って、多額の事業費が必要となります。

3 学区変更への不安や懸念事項について

NO.	ご意見・ご質問	教育委員会の考え方
①	学区見直しが必要な状況について理解はできるが、子どもに対してはどのように説明していくのか。	お子様に対しては、転校前の南小学校、転校後の梨の木小学校で説明をさせていただき、学校見学会にお子様も一緒に参加していただけるようにするなど、不安解消に努めます。
②	学区を変わることに親も子どもも不安を感じており、それに対して児童や保護者の負担を軽減するような具体的な説明がありません。今後、WEBではなく対面での説明の機会を設けていただきたい。	今後学区見直しの方針が決まりましたら、学校見学会を開催し、梨の木小学校における学校生活について具体的なイメージを持っていただけるよう説明いたします。 なお、教育委員会としての説明会については前向きに検討します。
③	体操服などの学校指定用品について、梨の木小学校の他の児童と違う体操服を着るのは目立ちますし、そのことに対して嫌な気持ちになることを言うてくる子供がいるのではないかと心配です。 子どもや親の都合での転校ではないため、転校の際の補助か支給はあってもいいのではないのかと思います。	体操服などの学用品については、これまでも学区変更に際して、買い替えの補助や支給をしておりません。 学校指定の学用品については、指定品を使用しなければならないというものではないため、変更前のものをしようしていただいたり、令和5年度に南小学校に入学する児童については、入学当時から梨の木小学校の体操服を使用したり、高学年は進学先の日進東中学校の学体操服を使用することができます。 他の子どもと違うものを使用することに対して、嫌なことを言ったりしないように、学校で指導していきます。
④	P T Aの役員経験についての配慮はあるのでしょうか。	PTAについては、保護者と先生で構成される任意の団体であるため、市としては保護者の意向が反映されるよう学校を通じて働きかけをしていきます。 学区変更後の初年度は、役員選出の対象とならないように配慮したり、前の学校での役員の経験について考慮されるよう、双方の学校に働きかけをしていきます。ただし、地区ごとの役員については、地域からの選出となりますので、初年度から選出する必要があります。

4 その他

NO.	ご意見・ご質問	教育委員会の考え方
①	学区変更により梨の木小学校区の申し込み人数が増えた場合、今まで点数ギリギリで通っていた児童が令和6年度から同じ児童クラブに通えなくなるという状況は起こらないでしょうか。民間事業との連携と書いてありますが、児童クラブに入れず民間事業に通わせた場合、利用費に差はでないでしょうか。	学区変更に伴い、梨の木小学校区の児童数が増加することによって、児童クラブの申込み人数についても増加することが考えられます。なお、児童クラブの入所決定につきましては、毎年希望される方の多い児童クラブにおいては、申し込みされたご家庭の状況等に応じて入所決定を行っております。したがって申し込み状況によっては、翌年度はご利用できない場合もございます。放課後子ども教室については、現在のところ受入れ人数の制限はありませんので、そちらの入所もご検討していただきたいと思います。 民間児童クラブとの価格差については、事業者ごとに実施しているサービス内容が異なるため、利用料に違いはございます。
②	アンケートで寄せられた「梨の木小学校に近い東山地区は、なぜ今まで南小学校区だったのか」という質問への回答について、梨の木小学校開校当時から数年間の栄地区の児童の人数と今回対象地域の人数の比較表など提示して梨の木小学校区とならなかった理由を示して欲しい。	梨の木小学校開校当時の学区の設定については、その当時の児童推計を基に、梨の木小学校が適正な規模となる（適正規模は12～24学級）ように設定しています。開校時数年間の梨の木小学校の児童数は800人を超えており、利用教室数が上限の25教室に近いクラス数でした。その当時に、今回の学区変更対象地区も含めて梨の木小学校区とした場合、梨の木小学校の利用可能教室数を越えることが予想されました。
③	先行して実施している西小学校区、北小学校区・日進中学校区の学区見直しについても情報提供してほしい。	3月号の広報やホームページに掲載しておりますので、内容をご確認ください。